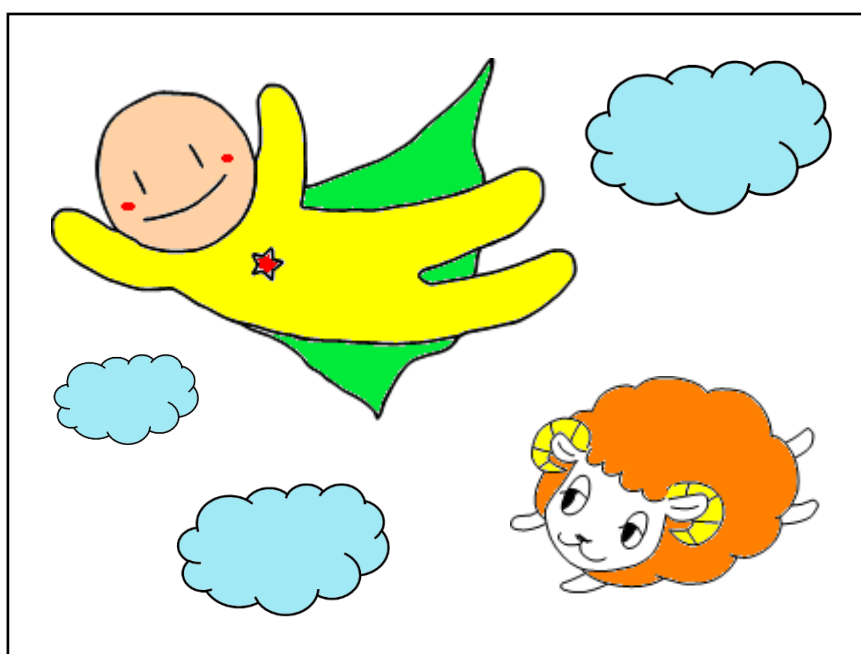


令和3年度(2021年度)

## 志免町子どもの権利救済活動報告書



志免町子どもの権利救済委員

志免町子どもの権利相談室 SK<sup>2</sup>S(スキッズ)

☆ 表紙の絵は、志免町子どもの権利相談室 SK<sup>2</sup>S(スキッズ)のキャラクター「子どものみかたマン」と「しめえー」です。相談室のカードやチラシにも登場します。



子どものみかたマン



しめえー

## ごあいさつ

平成 19 年、志免町は九州で初めて、子どもの権利に関する条例を施行しました。同時に、子どもの権利を守る制度として、「子どもの権利救済委員」が 3 名、任命されました。さらに、同年中には子どもの相談窓口として、「子どもの権利相談室」（通称 “SK<sup>2</sup>S” 「スキッズ」）が設置され、この相談室に常駐する「子どもの権利相談員」が、子どもや保護者からの相談を受け付けることになりました。このような制度発足から数えて、15 年目を迎えました。

この報告書では、まず、志免町における子どもの権利を救済する制度の概要や経緯を説明し、続けて、主に令和 3 年度の、「子どもの権利相談室」の活動記録をまとめています。これらはすなわち、1 年間、この相談室を運営し、子どもや保護者の声に耳を傾けてくれた相談員と、救済委員の活動の記録でもあります。

志免町に関わる多くの方にご一読を賜り、志免町の子どもたちが安心して、安全に生活するために必要なことを考える、きっかけとしていただきたいと思います。そのことが、「志免町子どもの権利条例」の目的である、「子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもの権利の保障を図ること」につながると思います。

令和 4 年 3 月

志免町子どもの権利代表救済委員

圓入智仁

# 目次

I	相談及び救済体制.....	1
1	志免町子どもの権利救済委員設置の経緯.....	1
2	志免町子どもの権利相談室の救済活動.....	2
3	志免町子どもの権利救済委員制度の概要（令和3年度）.....	3
4	志免町子どもの権利相談室 年表.....	4
5	令和3年度（2021年度）の活動概要.....	10
II	活動報告.....	12
1	子どもの権利相談室の相談活動.....	12
2	出張スキップ（志免中央小学校・志免南小学校・志免西小学校）.....	20
3	出張スキップでの手紙による相談.....	25
4	広報活動.....	26
5	中学生に対する「子どもの権利」に関するアンケート.....	29
	志免中、志免東中への「子どもの権利」に関するアンケート自由記述.....	42
6	研修.....	45
III	活動を振り返って.....	46
	子どもの権利とSDGs.....	46
	こころが持続可能であるために.....	48
	子どもの権利とSDGs.....	50
IV	資料.....	52
	スキップ便り.....	52

# I 相談及び救済体制

## 1 志免町子どもの権利救済委員設置の経緯

平成 19 年度に、志免町子どもの権利条例が施行されました。この条例は、平成 13 年度から検討をはじめ、実に約 5 年半の月日をかけて策定されたものです。平成 16 年度には志免町子どもの権利条例制定委員会が発足し、そこで条例の中身が審議されました。抽象的な表現が多い条文のなかで、唯一具体的な施策を規定し、委員の全員の賛成をもって盛り込まれたのが、子どもの権利救済委員に関する条文です。条例の第 2 章では、子どものもつ様々な権利を挙げています。その中でも、第 7 条が規定する、安心して生きる権利については特に制定委員の関心が高く、最も重要であるという意向が強く示されました。その権利を保障するための制度として、救済制度は必要であり、規則や要綱ではなく、条例で定めるべきと判断されたのです。

救済委員には大きく 3 つの特徴があります。1 つ目は、救済委員が調査、調整、勧告、是正要請を行うことができる点です。相談者は相談をするだけでなく、必要とあれば申立てができ、救済委員はその内容を審議した後、調査や調整を行います。場合によっては権利侵害を行った側に勧告や是正要請を行い、改善がなされたかの措置報告を求めることができます。相談者からすれば、相談から救済までの動きがひとつの機関で対応できるので、大きな安心感が得られます。実際には、一方的に勧告や是正要請をして、相手側と子どもとを対立させてしまっただけでは、子どもにとって最善の方法とはいえなくなります。そのため、権利侵害を行った側とされた側が、どのような形で関係を回復していくのが最もよいかを考え、話し合い、回復に向けた人間関係の調整を行うことが救済委員の大きな役割となります。この点においても、勧告や是正要請の権限があることに、大きな意義があります。

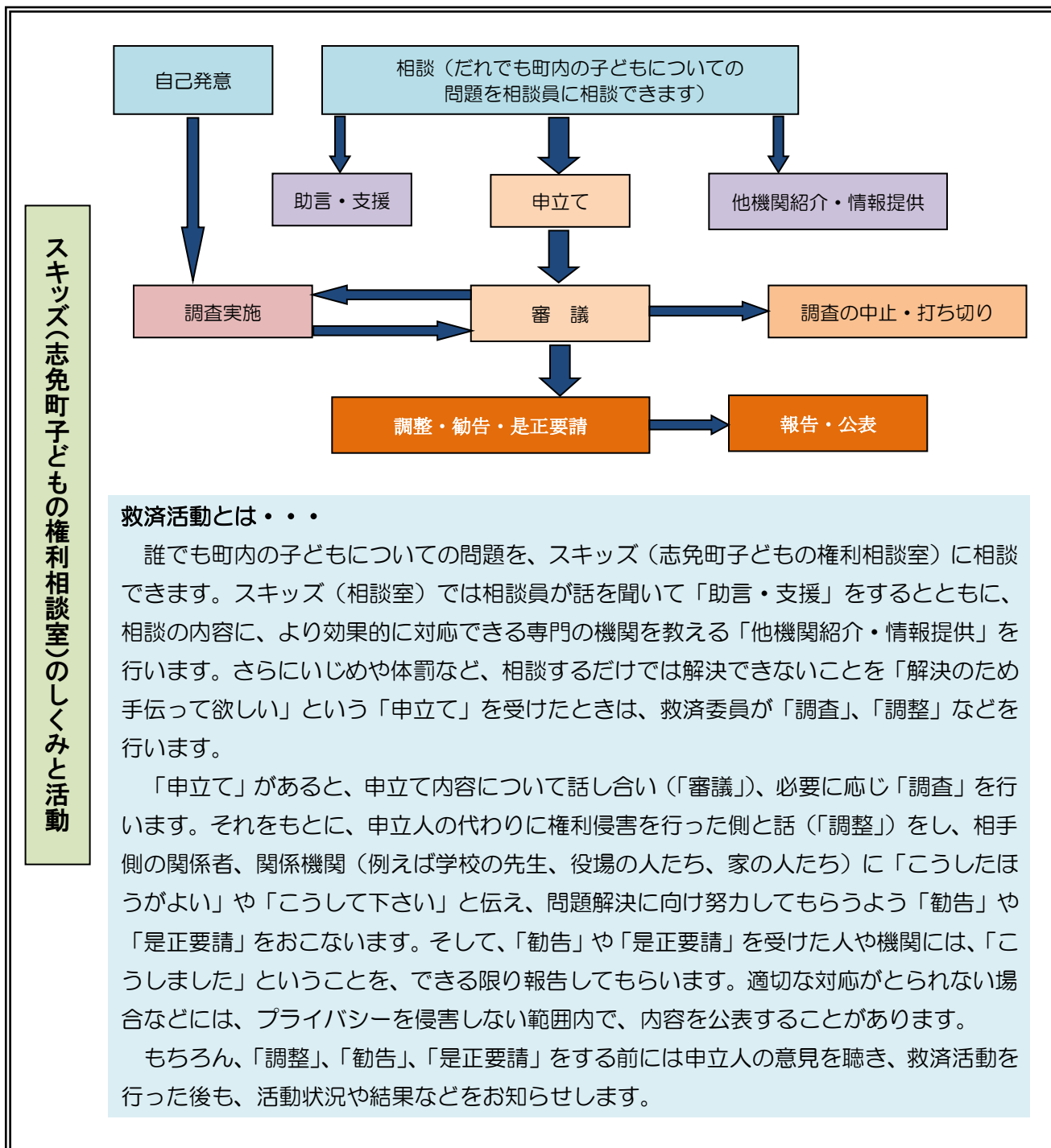
2 つ目は、18 歳未満の子どもをすべて対象としている点です。大人だけでなく、子ども自身が直接相談や申立てをすることができ、自分の意見を十分に伝えることができない低年齢児については、保護者などが代弁することができます。町にある既存の相談窓口は、就学前、学齢期などの担当が分かれており、1 つの部署で完結できていません。また、町内に高等学校がなく、中学卒業後の子どもがどこに相談すればよいのか、分かりづらくなっています。そこで、18 歳未満のすべての子どもを 1 つの機関で対象とすることで、相談者にとって分かりやすく、利用しやすいという利点があります。

3 つ目は、救済委員が独立した公的な第三者機関である点です。救済委員が町や保育所・学校などの子ども施設、地域の団体などのどこにも属さないため、子どもも大人も安心して相談し、救済を求めることができます。

以上の 3 点から、子どもの権利救済委員は、既存の相談窓口とは異なる特徴をもつ、子どもの最善の利益を考慮した画期的な機関といえます。このようなことから、条例にぜひ盛り込むべきとされ、設置することとなりました。

## 2 志免町子どもの権利相談室の救済活動

### 【スキップ（志免町子どもの権利相談室）のしくみと活動】



### 3 志免町子どもの権利救済委員制度の概要（令和3年度）

#### ●子どもの権利救済委員

令和3年3月町議会で救済委員の人事案件可決、4月委嘱状交付

子どもの権利代表救済委員	圓入 智仁	中村学園大学准教授
子どもの権利救済委員	調 優子	特定非営利活動法人 九州大学こころとそだちの相談室 臨床心理士
子どもの権利救済委員	柳 優香	六本松中央法律事務所 弁護士

#### ●子どもの権利相談員

救済委員の直接の窓口となる相談員

板井 和子	平成28年4月～
倉谷 幸子	令和元年7月～
田口 誠也	令和3年3月～令和3年7月
松尾 恵美	令和3年7月～令和4年3月

#### ●子どもの権利相談室

志免町大字志免 451-1

志免町総合福祉施設シーメイト施設内

#### ●開室日時

火・木曜日：13時～19時 土曜日：10時～17時

#### ●広報活動及び出張相談

水曜日：10時～17時

#### ●相談体制

相談員3名のうち、原則として2名のローテーション勤務

相談員は相談の電話や来室での相談を受け、内容を救済委員に報告

救済委員は月一回相談室に来室

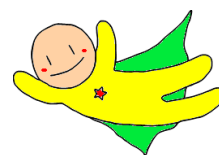
毎月1回、子どもの権利救済委員会議を開催

#### ●事務局


志免町子育て支援課


#### 4 志免町子どもの権利相談室 年表

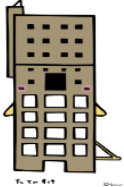
2007年度 (平成十九年度)	4月 7月 10月 11月	志免町子どもの権利条例 施行 志免町子どもの権利救済委員 任命 志免町子どもの権利相談室 開設 (坂瀬共同利用施設内 子どもの居場所「リリーフ」と併設) 全国自治体シンポジウム参加(愛知県高浜市) 人権教育学習講演(中学校1年生対象・安部救済委員) 志免町子どもの権利フェスタ '07 参加 <p style="text-align: right;"><b>救済活動:自己発意による調査・調整 1件</b></p>
2008年度 (平成二十年)	6月 9月 10月 11月 12月 2月 3月	志免町子どもの権利委員会に出席・報告(安部救済委員) 中学生アンケート実施 全国自治体シンポジウム参加(東京都世田谷区) 人権教育学習講演(中学校1年生対象・安部救済委員) 子どもの権利フェスタ '08 参加 志免町児童虐待防止ネットワーク代表者会議における講話(安原救済委員) 人権教育学習講演(安部救済委員) シーメイトに相談室が移転 愛称を公募・スキップに決定 相談目的でなくても来室可能とする <p style="text-align: right;"><b>救済活動:0件</b></p>
2009年度 (平成二十一年)	5月 6月 7月 9月 12月 1月	シーメイトこどもまつりに参加 子どもの権利委員会に出席・報告(調救済委員) スキップだより1号配布 全国自治体シンポジウム参加(北海道札幌市) 中学生アンケート実施 人権教育学習講演(中学校1年生対象・安原救済委員) スキップだより2号配布 人権教育学習講演(安原救済委員) 児童虐待防止ネットワーク代表者会議における講話(調救済委員) <p style="text-align: right;"><b>救済活動:救済申立て 7件</b></p>
2010年度 (平成二十二年)	5月 7月 9月 10月 11月 12月 1月 2月	シーメイトこどもまつりに参加 ミニ講座&座談会開催(安部救済委員) スキップ便り3号配布 中学生アンケート実施 全国自治体シンポジウム事務局参加(石川県白山市) スキップ便り4号配布 ミニ講座&座談会開催(調救済委員) 人権教育学習講演(安原救済委員) 子どもの権利フェスタ 2010 参加 人権教育学習講演(中学校1年生対象・安原救済委員) 児童虐待防止ネットワーク代表者会議における講話(安部救済委員) <p style="text-align: right;"><b>救済活動:自己発意による調整 1件</b></p>



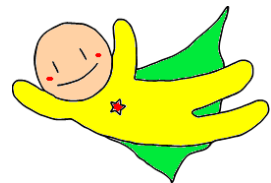


2011年度 (平成二十三年度)	5月 シーメイトこどもまつりに参加 ミニ講座開催(安原救済委員) 7月 スキップだより5号配布 子どもの権利委員会に出席・報告(安部救済委員) 8月 夏休み地域子ども教室での啓発活動(志免南小学校) 9月 町内小中学校訪問(安原救済委員・調救済委員・相談員) 中学生アンケート実施 10月 全国自治体シンポジウム事務局参加(大阪府泉南市) 11月 子どもの権利フェスタ2011参加 12月 スキップだより6号配布 人権教育学習講演(中学校1年生対象・安原救済委員)	<p style="text-align: right;"><b>救済活動:0件</b></p>
2012年度 (平成二十四年度)	5月 シーメイトこどもまつりに参加 6月 ミニ講座開催(安部救済委員) 7月 スキップだより7号配布 8月 町内小学校訪問(調救済委員・相談員) 夏休み地域子ども教室での啓発活動 (志免東・志免中央・志免南・志免西小学校) 9月 中学生アンケート実施 全国自治体シンポジウム事務局参加(東京都目黒区) 子どもの権利委員会に出席・報告(調救済委員・相談員) 11月 子どもの権利フェスタ2012参加 12月 スキップだより8号配布 市民フォーラムに報告者として参加(事務局・相談員) 人権教育学習講演(中学校1年生対象・安部救済委員)	 <p style="text-align: right;"><b>救済活動:依頼に基づく調整 1件</b></p>
2013年度 (平成二十五年)	5月 シーメイトこどもまつりに参加 7月 スキップだより9号配布 8月 夏休み地域子ども教室での啓発活動 (志免東・志免中央・志免南・志免西小学校) 9月 中学生アンケート実施 町内会議で報告書とパンフレット配布 町内学校訪問(調救済委員・相談員) 10月 全国自治体シンポジウム参加(長野県松本市) 調救済委員・事務局 志免西小学校出張スキップ開始(月1回) 11月 子どもの権利フェスタ2013参加 市民フォーラムに報告者として参加(調救済委員) 12月 スキップだより10号配布(小中学校・町内回覧) 人権教育学習講演(中学校1年生対象・安原救済委員) 3月 志免町虐待等防止ネットワーク会議での講演(安部救済委員) フォーラム第4分科会会議参加(調救済委員・事務局・相談員)	<p style="text-align: right;"><b>救済活動:救済申立て 1件</b></p>

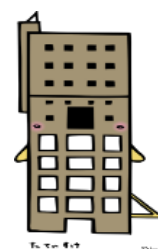
2014年度 (平成二十六年)	<p>4月 志免西小学校出張スキップ (月 1 回)</p> <p>5月 シーメイトこどもまつりに参加 町内学校訪問 (調救済委員・相談員)【5月～6月】</p> <p>7月 スキップだより 11 号配布 (小中学校・町内回覧) 市民フォーラム交流会参加 (安原救済委員・事務局・相談員) 夏休み地域子ども教室での啓発活動 (志免中央・西・南小学校) 【7月～8月】</p> <p>9月 子どもの権利委員会に出席・報告 (安原救済委員・調救済委員) 中学生アンケート実施 ふくおか子どもの権利研究会設立準備会に参加 (事務局・相談員) 筑前町による視察 (事務局・相談室)</p> <p>10月 全国自治体シンポジウム(青森市)参加 (事務局) 武蔵野市による視察 (事務局・相談室)</p> <p>11月 那珂川町による視察 (事務局・相談室) 子どもの権利フェスタ 2014 参加</p> <p>12月 福岡県知事のスキップ来室 (ふるさと訪問として) 市民フォーラムに報告者として参加 (調救済委員・相談員)</p> <p>1月 人権教育学習講演 (中学校 1 年生対象・安原救済委員)</p> <p>2月 スキップだより 12 号配布 (小中学校・町内回覧)</p> <p>3月 毎日新聞取材 (事務局・相談員) 福岡県人権教育研修会に報告者として参加 (調救済委員・事務局) 福岡子どもにやさしいまち・子どもの権利研究会に参加 (事務局)</p>	<p style="text-align: right;"><b>救済活動:相談に基づく関係機関との連携 1 件</b></p>
2015年度 (平成二十七年)	<p>5月 シーメイトこどもまつりに参加 志免西小学校出張スキップ (月 1 回) 新潟県阿賀野市視察 (事務局対応)</p> <p>6月 福岡市議員視察 (事務局対応) 町内学校訪問 (調救済委員・相談員)【6月～7月】</p> <p>7月 スキップだより 13 号配布 (小中学校・町内回覧) 夏休み地域子ども教室での啓発活動【7月～8月】</p> <p>9月 子どもの権利委員会に出席・報告 (安部救済委員) 中学生アンケート実施 福岡子どもにやさしいまち・子どもの権利研究会に参加 (事務局)</p> <p>10月 全国自治体シンポジウム 2015 西東京に参加 (安原・調救済委員・事務局・相談員)</p> <p>11月 子どもの権利フェスタ 2015 参加</p> <p>12月 人権教育学習講演 (中学校 1 年生対象・安原救済委員) ユニセフ協会視察 (事務局対応) 市民フォーラム「子どもにやさしいまちづくり」参加 (事務局) スキップだより 14 号配布 (小中学校・町内回覧)</p> <p>1月 福岡子どもにやさしいまち・子どもの権利研究会に参加 (事務局)</p>	 <p style="text-align: right;"><b>救済活動:相談に基づく関係機関との連携 1 件</b></p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">2016年度 (平成二十八年 度)</p>	<p>5月 シーメイトこどもまつりに参加 6月 志免西小学校出張スキップ (月 1 回) 7月 スキップだより 15号配布 (小中学校・町内回覧) 子どもの権利委員会に出席・報告 (安原救済委員) 審議会等委員の会セミナーメイト視察 (事務局対応) 8月 夏休み地域子ども教室での啓発活動 (志免中央・志免西・志免南・志免東小学校) 9月 「志免町子どもの権利条例」研修会 (相談員) 中学生アンケート実施 シーメイト消防訓練参加 (相談員) 10月 全国自治体シンポジウム 2016 (宝塚市) に参加 (圓入救済委員・事務局・相談員) 11月 子どもの権利フェスタ 2016 参加 人権教育学習講演 (志免東・志免中学校 1 年生対象・安原・圓入救済委員) 【11 月～12 月】 12月 スキップだより 16号配布 (小中学校・町内回覧) 3月 シーメイト消防訓練参加 (相談員)</p>	<p style="text-align: right;"><b>救済活動:0 件</b></p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">2017年度 (平成二十九 年度)</p>	<p>5月 シーメイトこどもまつりに参加 6月 志免西小学校出張スキップ (月 1 回) 全国子ども福祉センターシンポジウム (安原・調救済委員) 7月 スキップだより 17号配布 (小中学校・町内回覧) 夏休み地域子ども教室での啓発活動 (志免中央小・志免西小学校) 8月 夏休み地域子ども教室での啓発活動 (志免南・志免東小学校) 福岡市町村等児童相談関係職員研修 (12 月 8 日までの計 5 回) 子どもの権利委員会 (調・圓入救済委員) 中学生アンケート実施 9月 全国自治体シンポジウム 2017 (越前市) に参加 (安原救済委員・圓入救済委員・事務局) シーメイト消防訓練参加 (相談員) 11月 町内保育園・幼稚園職員向け子どもの権利条例の啓発 (事務局) 志免町文化祭 (相談員・事務局) 町内学校訪問 (安原・調・圓入救済委員) 12月 志免町子どもの権利フェスタ 2017 参加 (相談員・事務局) 「志免町人権のつどい」にて子どもの権利条例の啓発 (事務局) スキップだより 18号配布 (全小中学校・町内回覧)</p>	<div style="text-align: right;">  </div> <p style="text-align: right;"><b>救済活動:自己発意による調整 1件</b></p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">2018年度 (平成三十年度)</p>	<p>4月 福岡市町村等児童相談関係職員研修 校長会出席（圓入救済委員）</p> <p>5月 町内学校訪問（安原救済委員・圓入救済委員） シーメイトこどもまつりに参加</p> <p>6月 志免西小学校出張スキップ（月1回）</p> <p>7月 スキップだより19号配布（全小・中学校・町内回覧）</p> <p>8月 夏休み地域子ども教室での啓発活動 （志免東・志免西・志免中央・志免南小学校）</p> <p>9月 中学生アンケート実施 シーメイト消防訓練参加（相談員）</p> <p>11月 志免町文化祭（相談員・事務局） 子どもの権利フェスタ2018参加（相談員・事務局） 町内学校訪問（安原救済委員・調済委員）</p> <p>1月 スキップだより20号配布（小中学校・町内回覧）</p> <p>2月 全国自治体シンポジウム2017（宗像市）に参加（圓入救済委員・調済委員・事務局） 志免町幼稚園・保育園にクリアファイル・リーフレット・しおり配布（相談員）</p> <p>3月 平成31年度出張スキップ概要説明に訪問（志免中央、志免南小）（相談員）</p> <p style="text-align: right;"><b>救済活動:相談に基づく支援 2件</b></p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">2019年度 (令和元年度)</p>	<p>4月 新規採用職員向け子どもの権利条例研修（事務局による講話） 校長会出席（圓入救済委員）</p> <p>5月 シーメイトこどもまつりに参加</p> <p>6月 志免西小学校出張スキップ（全8回）志免中央小出張スキップ（全3回） スキップ便り21号、しおり配布（全小・中学校・町内回覧）</p> <p>8月 夏休み地域子ども教室での啓発活動（志免西小・志免東小学校）（志免中央・志免南小学校） 子どもの権利委員会（圓入救済委員・柳救済委員）</p> <p>9月 中学生アンケート・パンフレット配布 シーメイト消防訓練参加（相談員） 中学生アンケート回収（志免中・志免東中学校） 要保護児童相談関係職員研修受講（相談員）（12月13日までの計5回） 報告書配布（町内小中学校5校）</p> <p>10月 志免南小学校出張スキップ（全2回）</p> <p>11月 町内会会長会議において子どもの権利かるた大会報告（事務局）</p> <p>1月 スキップだより22号配布（全小中学校、町内回覧） 情報セキュリティ研修会（相談員受講） 町内学校訪問（圓入救済委員・柳救済委員）</p> <p>2月 クリアファイル・リーフレット配布（全志免町中学校卒業生分）</p> <p>3月 小学校入学児童にクリアファイルとパンフレットを配布（令和2年度分）</p> <p style="text-align: right;"><b>救済活動:相談に基づく支援 1件</b></p>



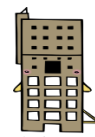
2020年度(令和二年)	6月	新型コロナウイルス感染防止のための役場との会議 志免西小学校出張スキップ打ち合わせ 校長会(圓入救済委員出席)
	7月	志免中央小学校(コロナウイルス対応)出張スキップの打ち合わせ 志免中央小学校出張スキップ(全3回) 那珂川市から視察のため来室
	8月	スキップ便り23号、しおり配布(全小中学校) スキップ便り町内回覧
	9月	志免南小学校出張スキップ(全3回) 中学校アンケート・パンフレット・報告書配布・回収
	11月	志免西小学校出張スキップ(全5回) 志免町子育て支援課による傾聴及び児童福祉に関する研修 報告書配布(町内小学校4校) 子ども虐待対応セミナー研修への参加 福岡大学メディカルホール(講師 友田明美)
	12月	志免町内各中学校にスキップ紹介のお知らせ配布 スキップ便り24号配布(全小中学校 町内回覧)
	3月	クリアファイル・リーフレットを配布(全志免町立中学校卒業生分・小学生新入生分)
		救済活動:相談に基づく支援 2件 学校教育課へのヒアリング 1件



## 5 令和3年度（2021年度）の活動概要

月	日	活動内容	
4	1 7 8	子育て支援課事務局による相談員への研修 調救济委員による相談員への研修 第1回救济委員会議	
5	13 18	学校教育課とのヒアリング 第2回 救济委員会議 圓入救济委員による相談員への研修	
6	9 10 24 30	柳救济委員による相談員への研修 第3回救济委員会議 志免西小学校 出張スキッズ打ち合わせ 志免西小学校 第1回出張スキッズ（4・5年生）	
7	7 8 14	志免中央小学校 第1回出張スキッズ（5・6年生） 第4回 救济委員会議 志免南小学校 第1回出張スキッズ（5・6年生） スキッズ便り25号（全小中学校に配布）	
8	19 25	学校教育課とのヒアリング 第5回 救济委員会議 スキッズ便り25号町内回覧配布	
9	9 15 22	第6回 救济委員会議 全中学校にアンケート用紙を配布～29日回収 志免南小学校 第2回出張スキッズ（3・4年生） 志免西小学校 第2回出張スキッズ（6年生） 子どもの権利相談室報告書（全小中学校に配布）	
10	5 6 14 27	子どもの権利委員より圓入救济委員へのヒアリング 志免西小学校 第3回出張スキッズ（3年生） 第7回 救济委員会議 志免中央小学校 第2回出張スキッズ（3・4年生）	
11	11 17 24 30	第8回 救济委員会議 志免西小学校 第4回出張スキッズ（2年生） 志免南小学校 第3回出張スキッズ（2年生） 圓入救济委員・調救济委員中央小学校訪問	
12	1 9 15	志免中央小学校 第3回出張スキッズ（2年生） 第9回救济委員会議 スキッズ便り26号（全小中学校に配布）	

	日	活動内容
1	19 13	志免南小学校第4回出張スキップ（1年生） 第10回救済委員会議
2	10 16	第11回救済委員会議 第4回志免西小学校出張スキップ（1・6年生） クリアファイル・リーフレットを配布（全志免町立中学校卒業生分）
3	9 17	志免中央小学校第4回出張スキップ（1年生） クリアファイル・リーフレットを配布（全志免町立小学校新入生分） 第12回救済委員会議



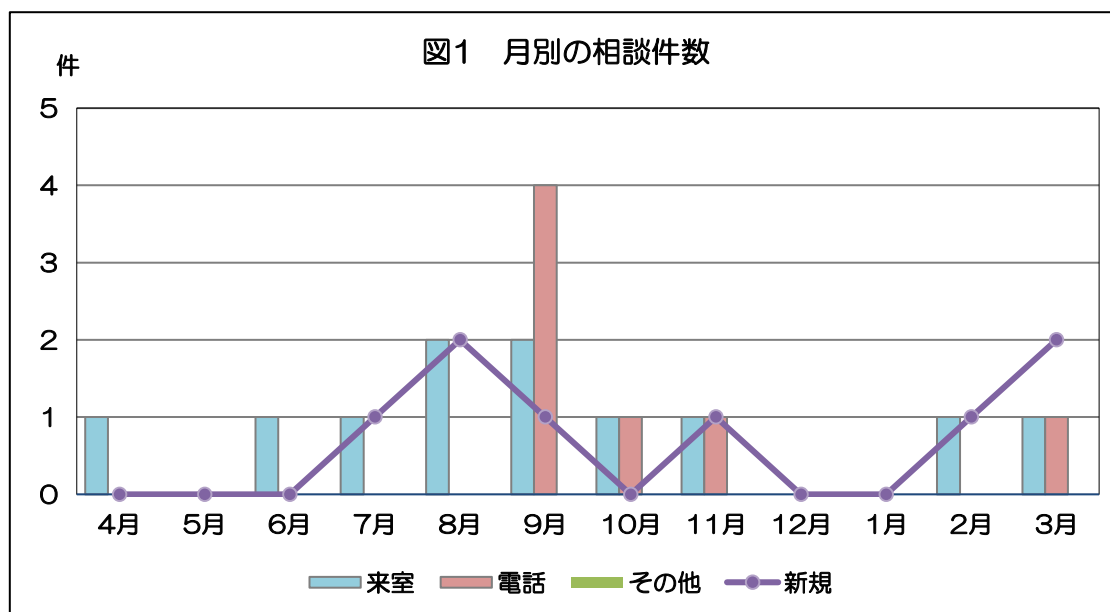
救済活動:手紙相談に基づく支援 1件  
学校教育課へのヒアリング 2件



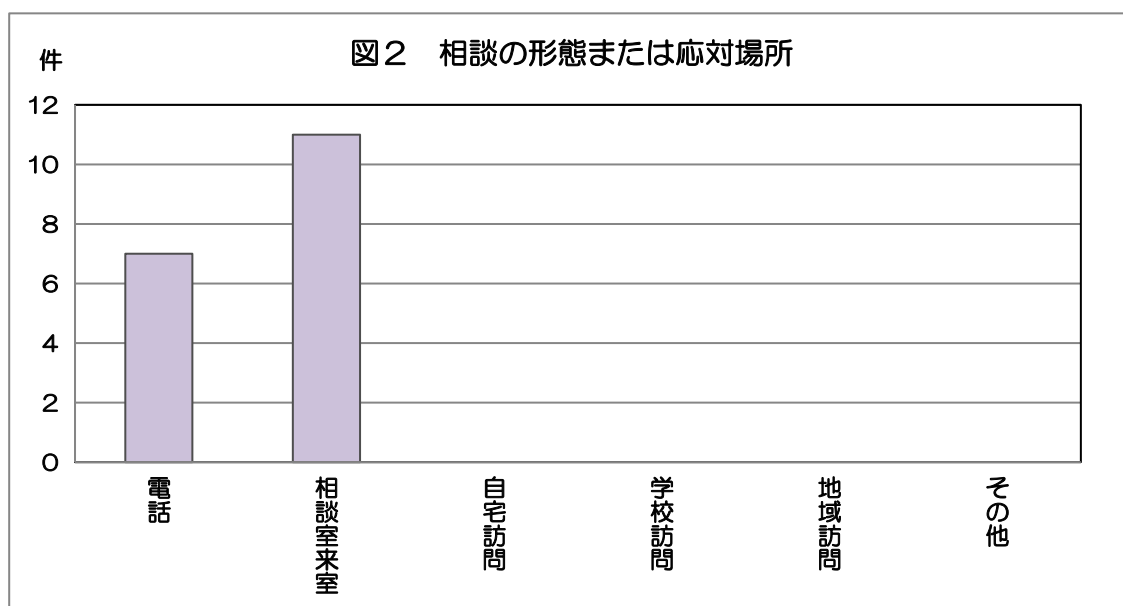
## Ⅱ 活動報告

### 1 子どもの権利相談室の相談活動

令和3年4月1日より令和4年3月31日までに、「志免町子どもの権利相談室（スキップ）」で行った相談はのべ18件でした。そのうち、新規の相談は8件、継続の相談は2件でした。月別の相談件数は、図1の通りでした。

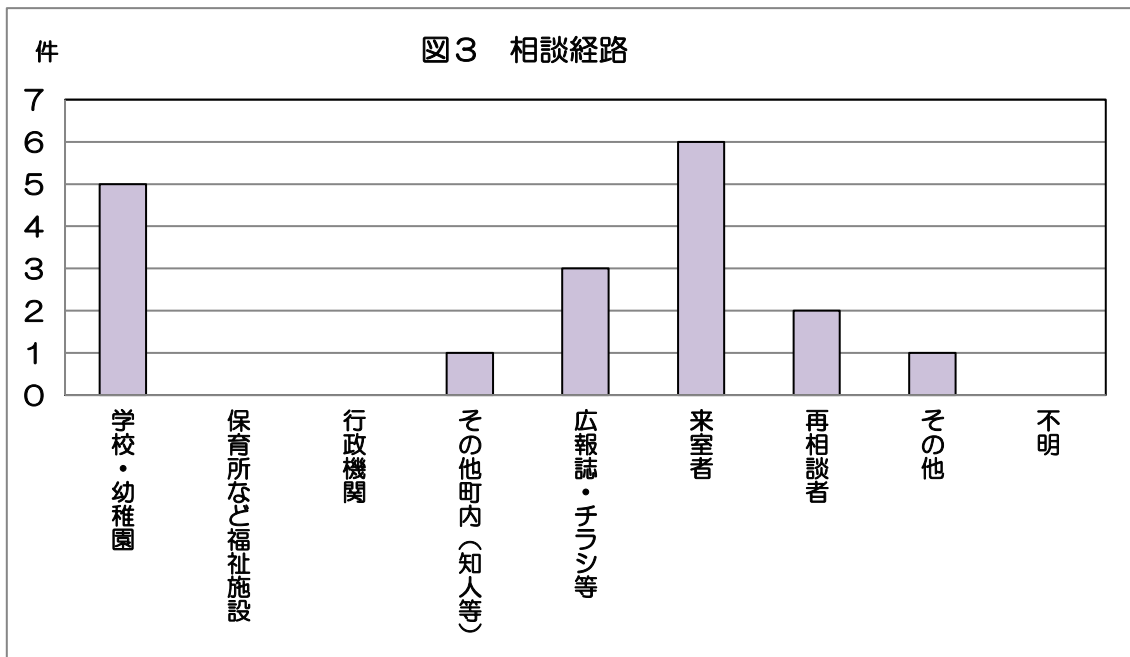


相談の形態または対応場所については、図2の通り、「来室」による面談が18件中11件、「電話」による相談が7件でした。志免町子どもの権利相談室（スキップ）では、小学校への出張スキップ（出張相談）を行っており、出張スキップでの相談は「来室」に含めています。今年度はコロナウイルスの感染拡大により、小学校ではお手紙の交換をして子どもたちの気持ちを受けとめました。

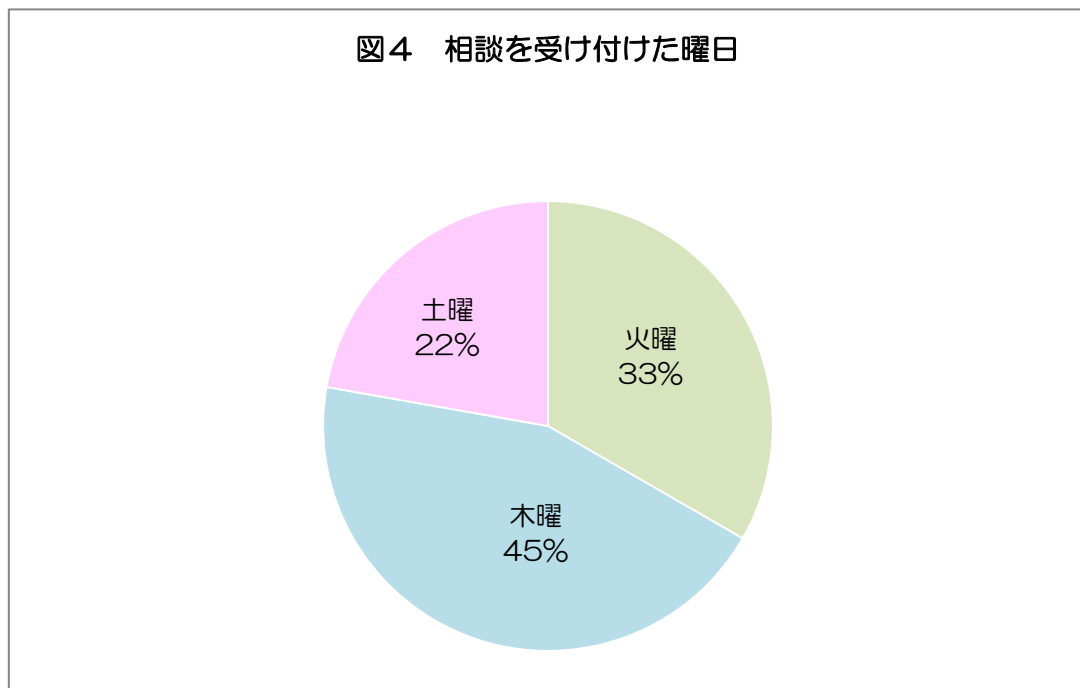




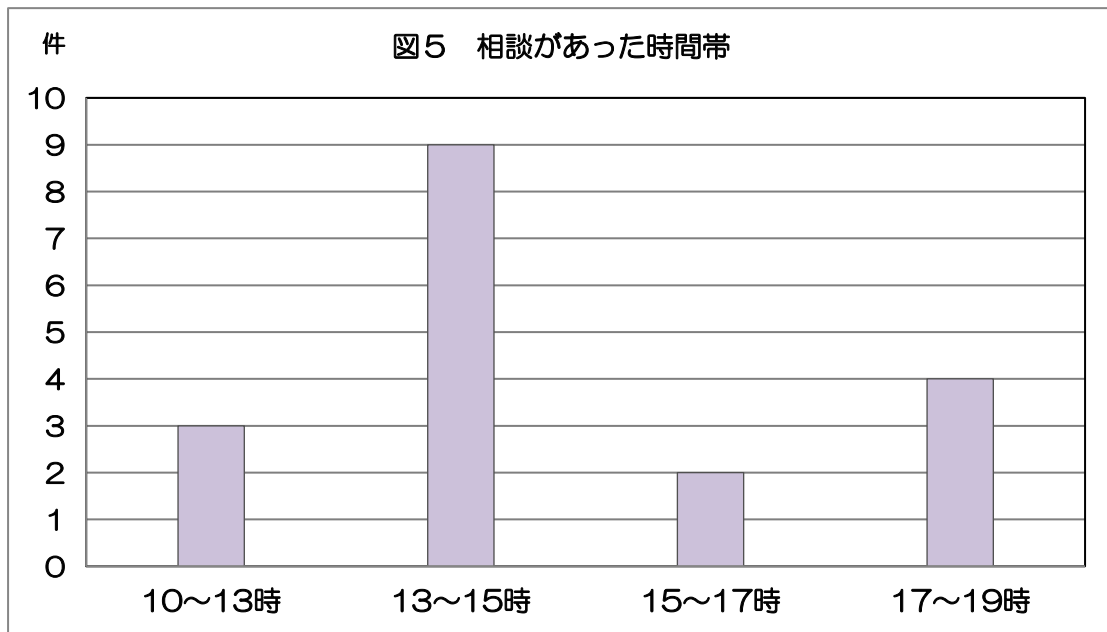
相談経路についてみると、図3に示す通り、継続相談での「来室者」が6件で、最多でした。



相談を受け付けた曜日については、図4の示す通り、木曜日が最多で45%でした。次いで、火曜日が33%、土曜日が22%でした。

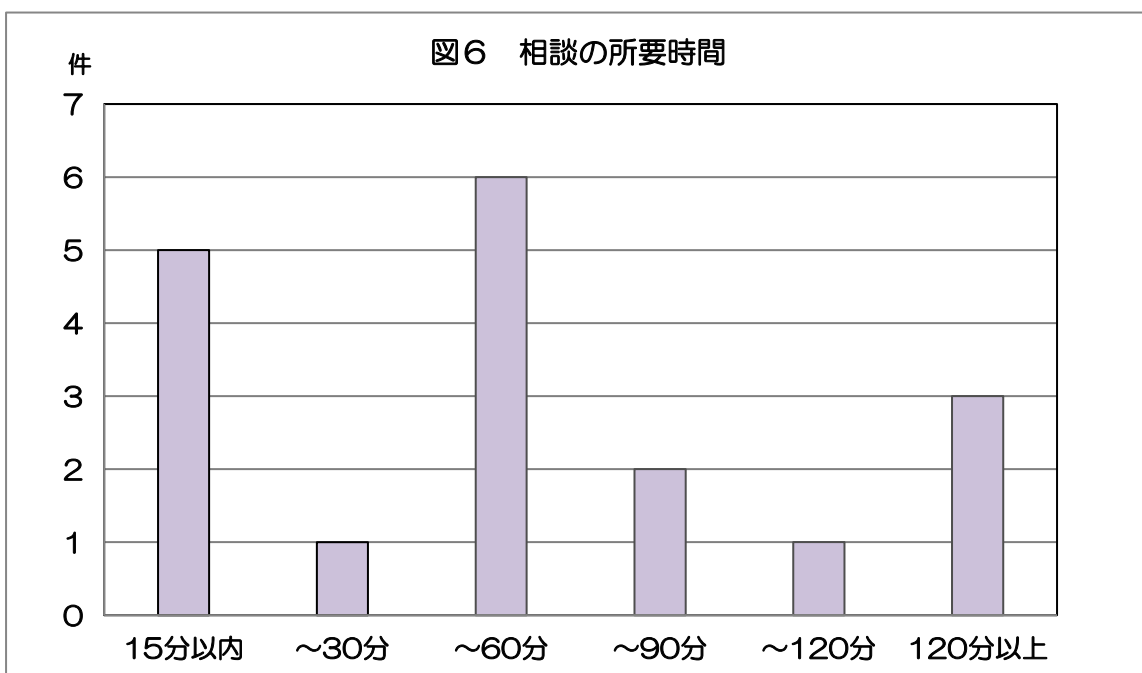


相談があった時間帯は、図5の通り、13時～15時が9件、17時～19時が4件、10時～13時が3件、15時～17時が2件でした。



志免町子どもの権利相談室は曜日によって開室時間が異なります。火・木曜日は13時～19時、土曜日は10時～17時です。小学校への出張相談は水曜日に行っています。

相談の所要時間については、図6の通り60分以内が多く、18件中12件でした。その一方で、1時間を超える相談も6件ありました。



主たる相談者の内訳は、図 7-1 の通り「子ども」が50%（9件）でした。「家族・親族」も50%（9件）でした。

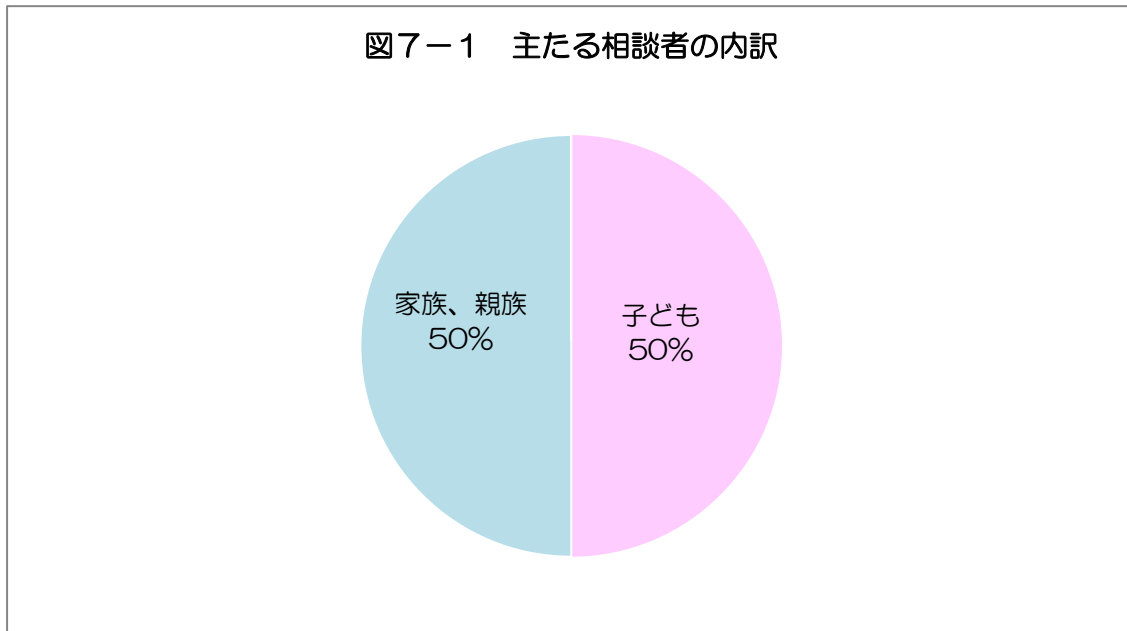
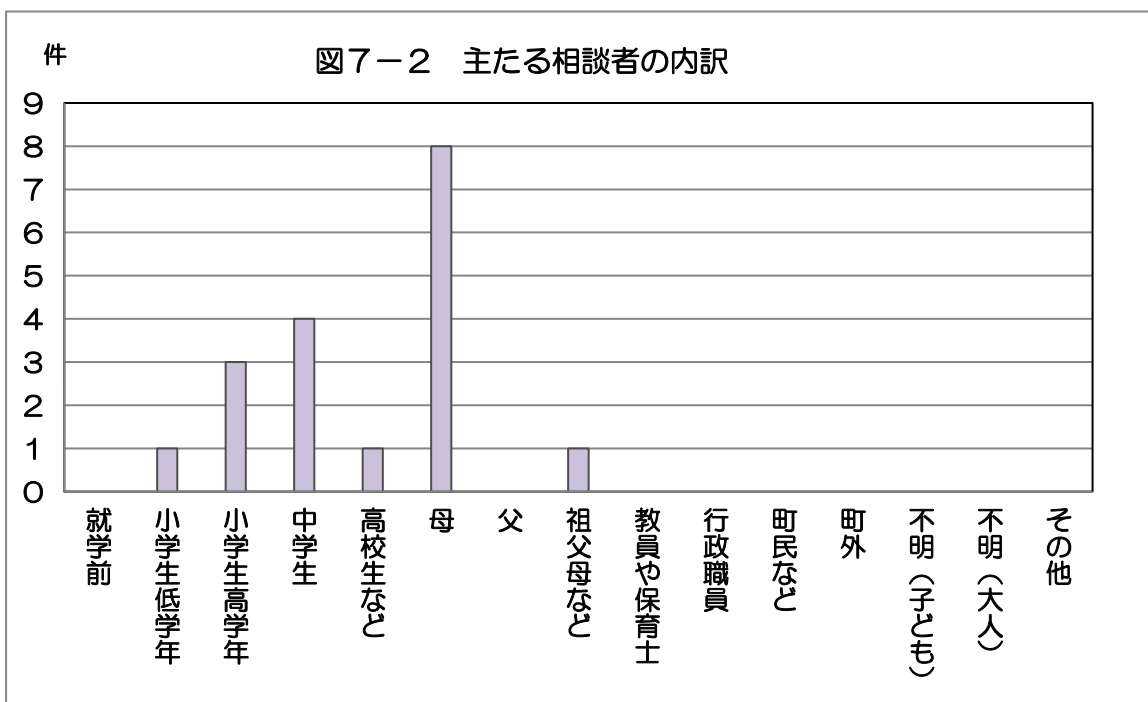
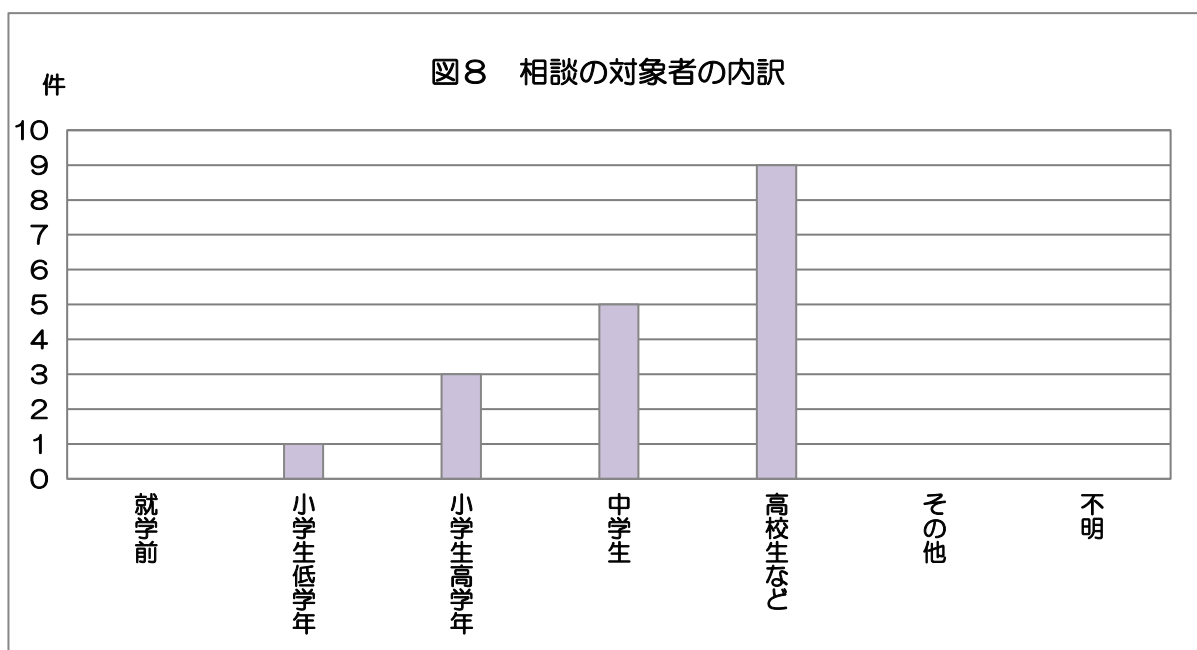


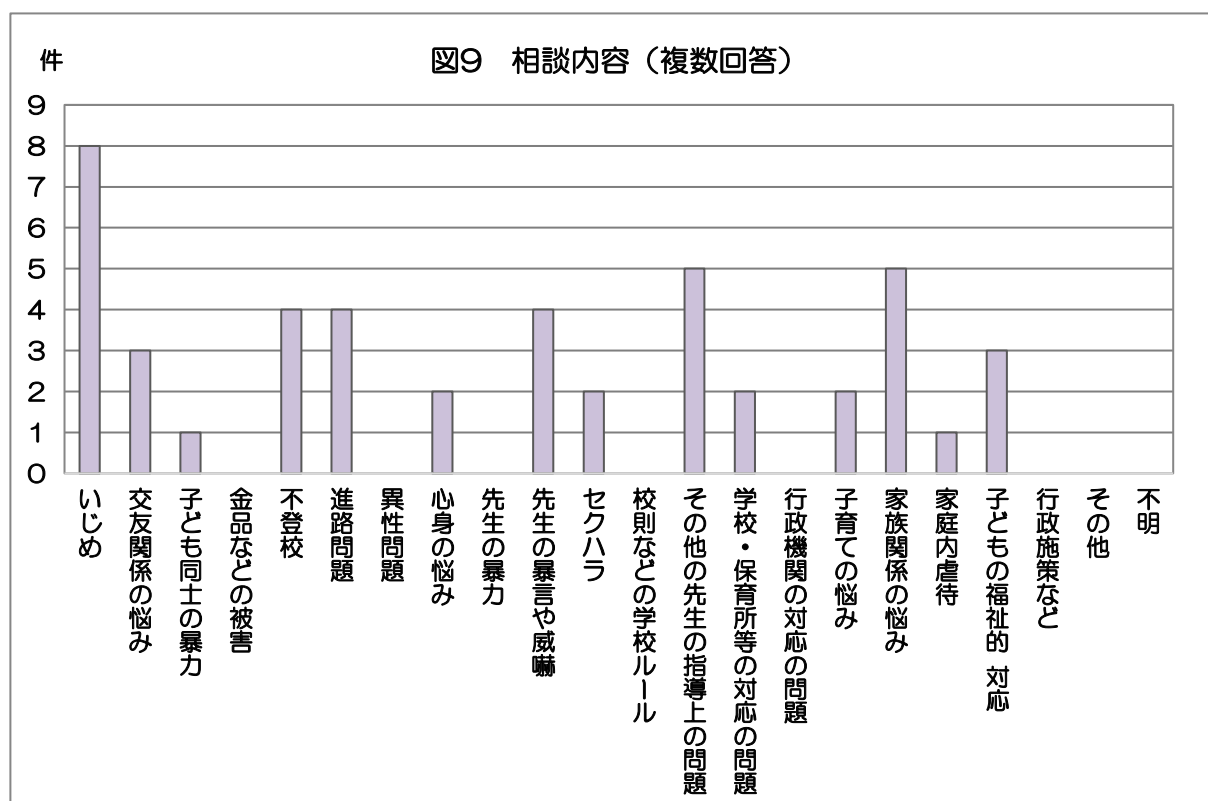
図 7-2 で、主たる相談者の内訳では、「母親」の相談が最も多く 8 件でした。



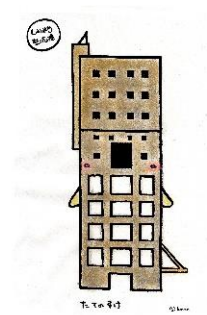
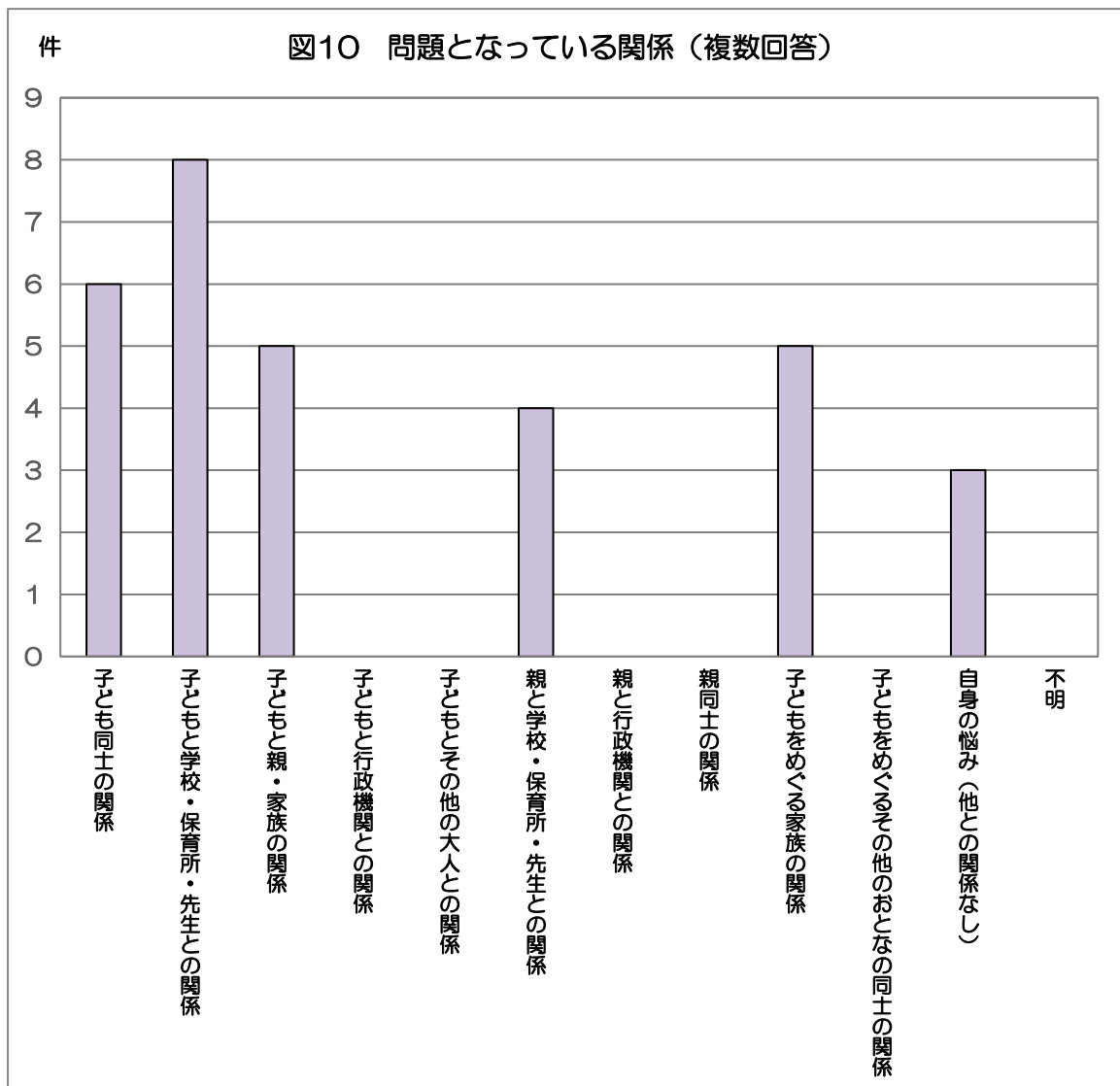
令和3年度よせられた相談の対象者は、図8の示す通り「中学生・高校生」が18件中14件でもっとも多く、次いで「小学生高学年」が3件、「小学校低学年」が1件でした。



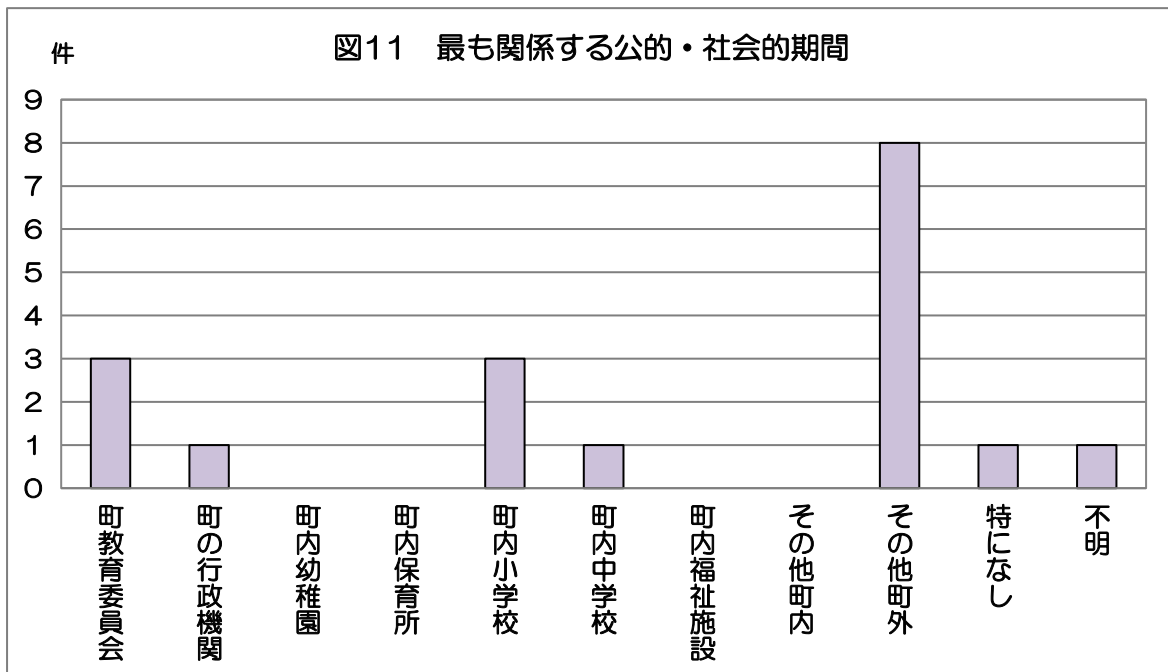
相談内容については、図9に示す通り、「いじめ」が8件でもっとも多く、次いで「先生の指導上の問題」や「家族関係の悩み」が5件でした。



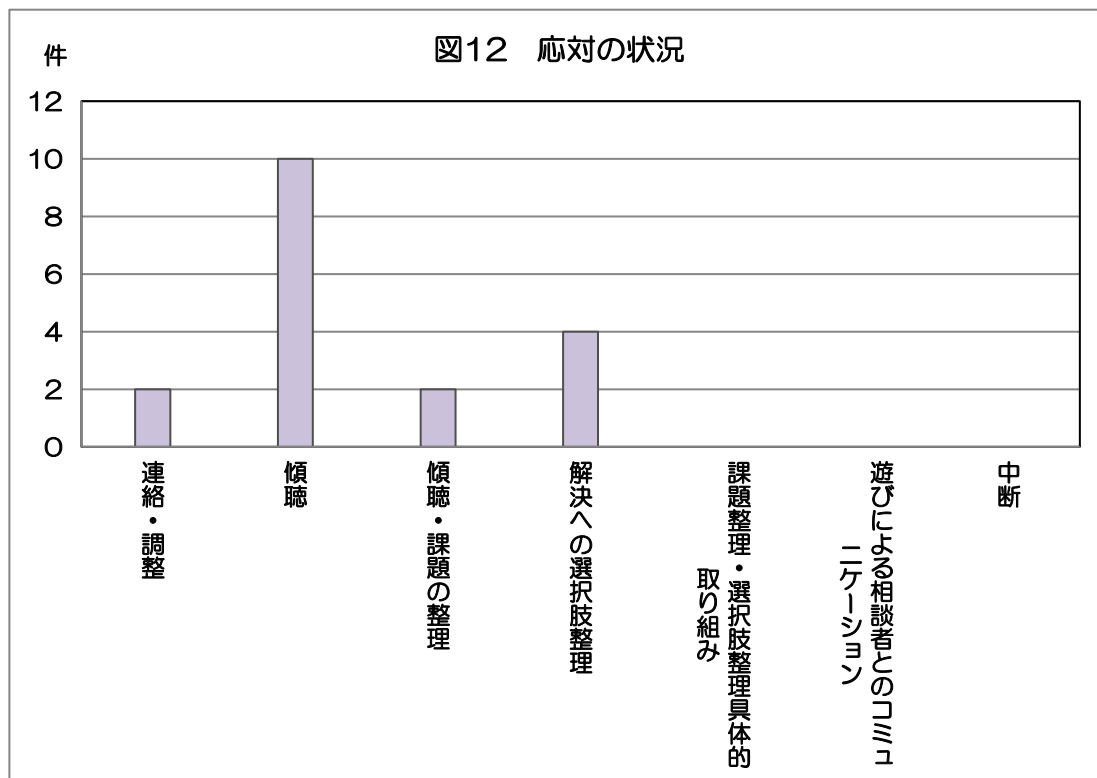
相談者の訴えをもとに、問題となっている関係をみると、図10の通り「子どもと学校・保育所・先生との関係」の訴えが8件で最多でした。



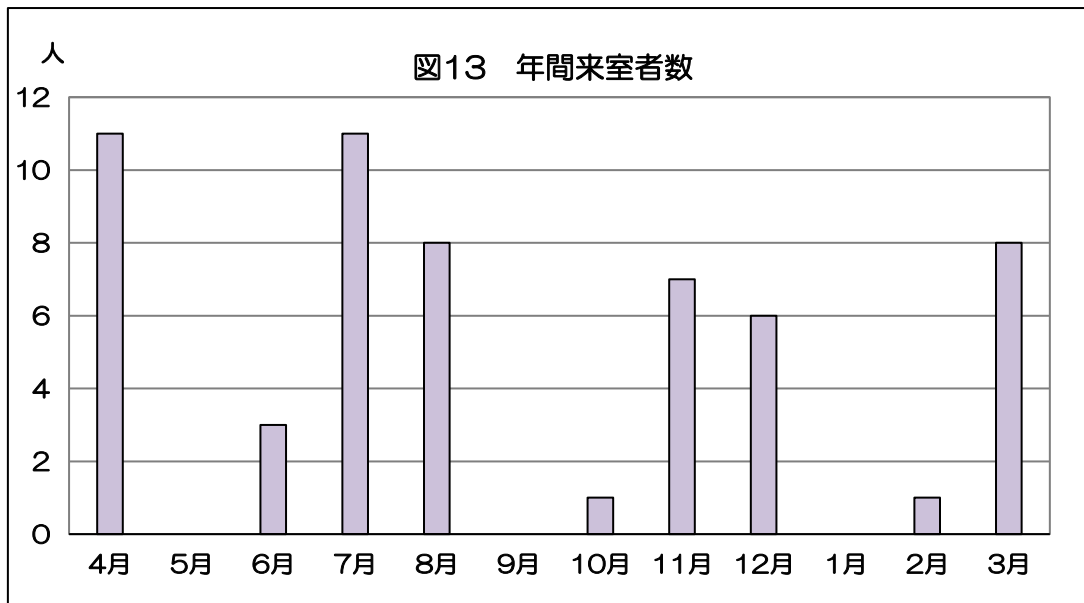
もっとも関係すると考えられる機関は、図 11 の「その他町外」が8件で最多でした。高校生の学校での相談は、志免町には高校がないため「その他町外」に含まれます。



対応の状況の内訳は図 12 の通り「傾聴」が最も多く 10 件でした。



年間来室者数は、相談者も含めてのべ56人が来室しました。



【シーメイト内 こどもの権利相談室スキッズ】



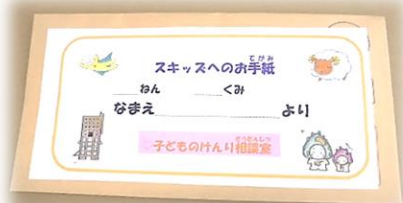
## 2 出張スキップ（志免中央小学校・志免南小学校・志免西小学校）

子どもの権利条例は、志免町に住むすべての子どもたちのためにあり、相談室も志免町に住む子どもたち全員に利用する権利があります。しかし、シームイトのスキップに子どもだけで来室できるのは、シームイトが校区内にある志免東小学校の子どもたちのみです。この不平等な状態の改善は長年の願いでしたが、学校の協力を得て、学校へ出張による子ども権利相談室（出張スキップ）を平成 25 年度から志免西小学校で、さらに、令和元年度から志免南小学校と志免中央小学校でも実施できることになりました。

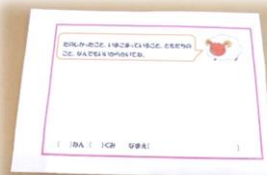
### ・お手紙交換

子どもたちの声にもっと寄りそっていきたいと考え、令和 2 年度から、手紙の交換をはじめたところ、たくさん子どもたちの心の声を聴くことができました。さまざまな悩みごとや心配ごと、日ごろ感じていることなどについて、救済委員と相談員がしっかり考えながら、返事の手紙を書いています。

このお手紙交換を通じて、子どもたちが、自分はひとりぼっちではないと感じながら、楽しい学校生活を送ってほしいと思います。



【封筒】



【便せん】

### ・令和3年度の取りくみのなかで・・・

令和3年度の出張スキップでは、昨年度に引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、子どもたちが密にならないように、学年別の手紙交換の実施などの対応をとりました。入室の際には、子どもたちに手の消毒を促しました。また、プラ板やぬり絵などの制作はペンや色鉛筆などの物のやり取りが発生するため行わず、子どもたちと手紙のやり取りや個別の相談を実施しました。



【スキップ手紙受付】



【手紙投函用ポスト】



【各クラスに掲示したポスター】

## 1年生のみなさんへ

みんなのきもちをおてがみにかいて  
みませんか！スキッスにおはなし  
してみたいことや、そうだんでも  
いいですよ！

てがみをかいてくれたおともだち  
には、スキッスのキャラクターの  
しおりもプレゼントします！

スキッスが2月16日（水）におてがみを  
とりにいきます。おてがみをかいたら、  
ふうとうをとじて、せんせいにわたしてね！



【手紙の返事と一緒に入れるしおり】



【お手紙交換を行う際、先生に子どもたちに読んでもらう読み上げ文】

### クラスの子も達に手紙の封筒と便せんを配布していただく際の 先生方の読み上げ文

いまから、志免町の子どもの権利相談室スキッスのお手紙交換の封筒と  
便せんを配ります。

志免町には、子どもの権利条例があります。

スキッスは子どもの声を聞いて、子どもの権利を守るためにつくられた  
相談室です。

スキッスの相談員さんに、聞いてほしいことがある人は、この紙に  
書いて、封筒に入れて誰にも見られないようにのり付けしてください。

**相談員さんからのメッセージです。**



「嬉しかったことや楽しかったこと、嫌だったことや困ったことなど、

何を書いててもかまいません。ぜひ、書いてくださいね。

みなさんの色々な声を聞けることを楽しみにしています。

お手紙を書いてくれたお友達には、相談員からのお返事があります。

しおりのプレゼントもありますよ。楽しみに待っていてくださいね。」

今年度から、「読み上げ文」を取り入れ、  
先生や子どもたちがスキッスのお手紙交換に  
ついて、わかりやすく理解してもらえるように  
しました。



## 【志免中央小学校 出張スキップ】

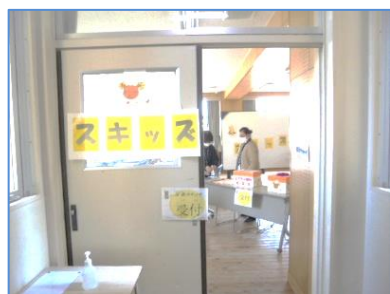
第1回目は5・6年生対象。当日は開始10分後くらいから、来室する子どもたちの姿が見られました。子どものなかには、手紙を投函した後も相談を希望する子もいて、話を聞いたこともありました。また子どもたちは、手紙の返事と一緒にもらえるしおりを楽しみにしながら帰って行きました。

第2回目は、3・4年生対象。子どもたちはお手紙ポストに投函することが、とても楽しい様子でした。なかには家に手紙を忘れたという子が、友達のつきそいで来ていました。相談員がその子に、急きょ作成した簡易便せんを提供すると、友達と一緒に嬉しそうに手紙を書いてポストに投函していました。また3年生の女子児童2名が、自分たちで考えた「スキップの歌」を相談員にその場で披露してくれました。

第3回目は、2年生対象。子どもたちの多くは個人で手紙ポストに投函していますが、クラスで手紙をまとめた分を、担任の先生に依頼された児童が持って来て、ポストに投かんする様子も見られました。担任の先生は心配だったのか「手紙を間違わずに持ってきましたか？」と、確認にいられていました。

第4回目は、1年生の対象。たくさん子どもたちが、笑顔で手紙を抱えてやってきました。2つあるポストのどちらに入れるかを、かなり迷いながらも楽しんで投函していました。教務主任の先生が、手紙の投函に子どもたちが込み合わないようにと、各クラスで時間差をつけてくれました。

第1回	7月 7日(水)	5・6年生	24名
第2回	10月27日(水)	3・4年生	58名
第3回	12月 1日(水)	2年生	21名
第4回	3月 9日(水)	1年生	82名
			参加人数合計 185名



- 時間 子どもたちの利用 12:45~13:25 (昼休み)
- 場所 視聴覚室

## 【志免南小学校 出張スキップ】

第1回目は5・6年生対象。今回は、新型コロナウイルスの感染拡大で蔓延防止期間中のため、子どもたちのからの手紙は、先生方に回収してもらい受け取りました。

第2回目は3・4年生対象。今回は、新型コロナウイルスの感染拡大で緊急事態宣言中のため、子どもたちからの手紙は、先生方に回収してもらい受け取りました。

第3回目は2年生対象。お手紙ポストに手紙を投函した子どもたちは「このキャラクターのしおりがほしいなあ・・・」と相談員に伝えたり、学校での出来事を笑顔で相談員に話したりして帰って行きました。その後は4年生や6年生の女の子がやってきました。4年生の女の子2人は、自分たちのことや学校での楽しみについて相談員にじっくり話していました。6年生の女の子は、出張スキップがある時は毎回参加していることや、今でも手紙の返事やしおりを大切に保管していることを相談員に伝えてくれました。

第4回目は1年生対象。今回は、新型コロナウイルスの感染拡大で緊急事態宣言中のため、子どもたちからの手紙は、先生方に回収してもらい受け取りました。

第1回	7月14日(水)	5・6年生	11名
第2回	10月14日(水)	3・4年生	13名
第3回	11月24日(水)	2年生	6名
第4回	1月19日(水)	1年生	30名
			参加人数合計60名



○時間 子どもたちの利用 13:25~14:05 (昼休み)  
○場所 視聴覚室

## 【志免西小学校 出張スキップ】

第1回目は4・5年生対象。当日は多くの子どもたちが手紙をポストに投函しに訪れていました。友達と何人かでやってきて、相談員に話しかけながらほがらかな表情でポストに手紙を投函する子もいれば、1人でやってきてさっとポストに手紙を入れ、足早に去っていく子も見られました。

第2回目は6年生対象。今回は、新型コロナウイルスの感染拡大で緊急事態宣言中のため、子どもたちからの手紙は、先生方に回収してもらい受け取りました。

第3回目は3年生対象。今回は、新型コロナウイルスの感染拡大のため、子どもたちからの手紙は、先生たちに回収してもらい受け取りました。とてもたくさん子どもたちが参加していました。

第4回目は2年生対象。開催時間から10分程して子どもたちがやって来ました。多い時は、15人位の列ができていました。投函を待っている子どもたちに、相談員が手紙の返事と一緒にプレゼントするしおりを見せると、とても嬉しそうに眺めながら、どのしおりがもらえるか楽しみにしていました。

第5回目は1・6年生対象。今回は6年生も参加となりました。今回は、は新型コロナウイルスの感染拡大のため、子どもたちからの手紙は、先生方に回収してもらい受け取りました。今回で、6年生は小学校での最後の参加となりました。子どもたちの手紙には、出張スキップの場が憩いの場所となっていたことや、感謝の気持ちを綴った文章も多くみられました。

第1回	6月30日(水)	4・5年生	107名
第2回	9月22日(水)	6年生	2名
第3回	10月6日(水)	3年生	90名
第4回	11月7日(水)	2年生	42名
第5回	2月16日(水)	1・6年生	54名
			参加人数合計 295名



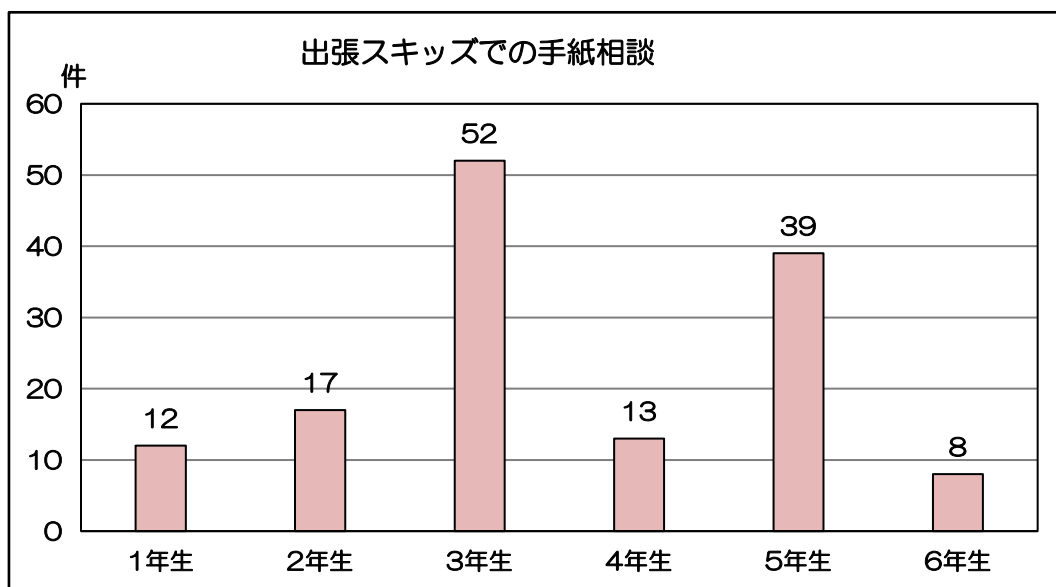
○時間 子どもたちの利用 13:25~14:10 (昼休み)

○場所 多目的室

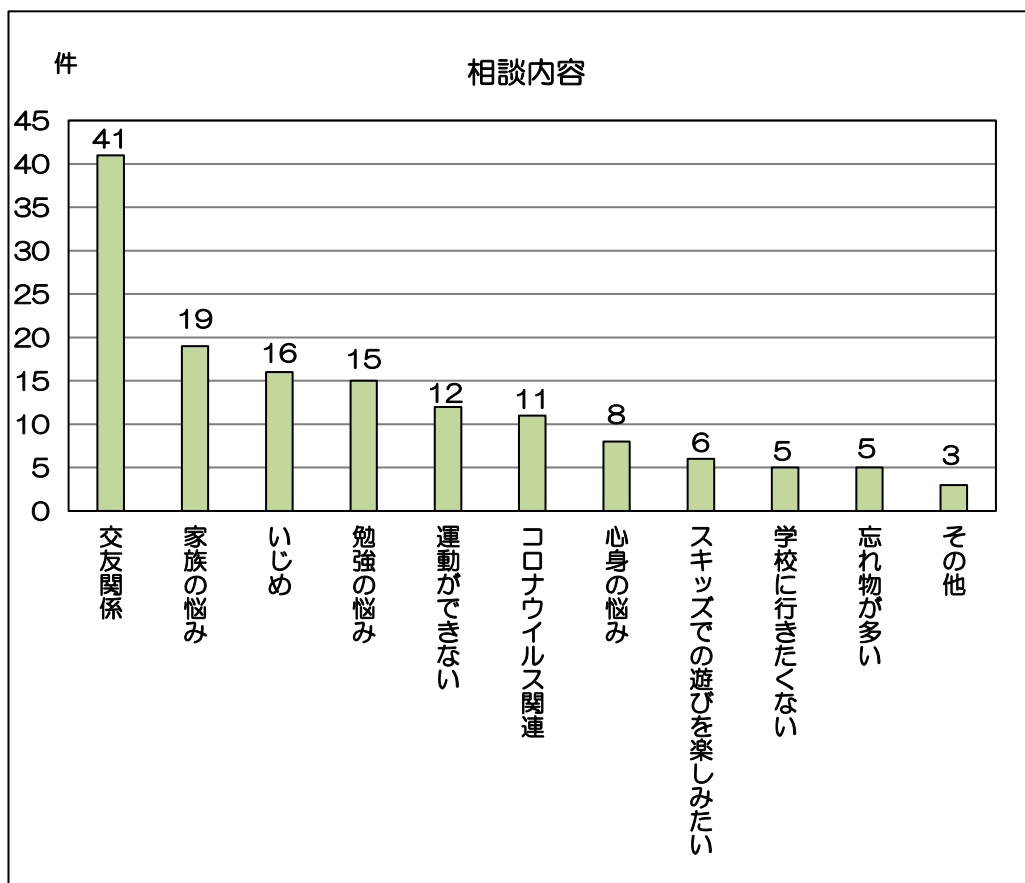
### 3 出張スキップでの手紙による相談

出張スキップでの手紙のやりとりは540件あり、そのなかで救済委員や相談員が助言やアドバイスが必要と考え、対応したものが141件でした。

出張スキップでの手紙の相談が特に多かった学年は、3年生や5年生でした。



今年度の手紙での相談の内容については、交友関係の悩みや心配が特に多く見られました。

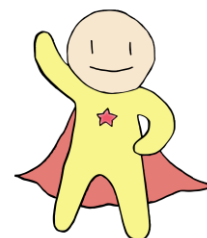


## 4 広報活動

志免町子どもの権利相談室（スキッズ）のことを、もっとたくさんの人に知ってもらうために、しおり、パンフレットの配布を行っています。また、年に2回、小中学校の各クラス掲示用として、スキッズ便りを配布しています。しおりは小中学校の全児童に配りました。

また、中学生アンケートには、パンフレットを付けて配っています。シーメイトや志免町の図書館にも、しおりやパンフレットを置いています。

今年度行われたイベントや啓発活動で、パンフレットやしおり、条例リーフレット、権利条例冊子等を配布しました。



小学生向けクリアファイル・条例リーフレット・中学生向けクリアファイル



パンフレットスキッズQ&A



小学生しおり・中学生しおり

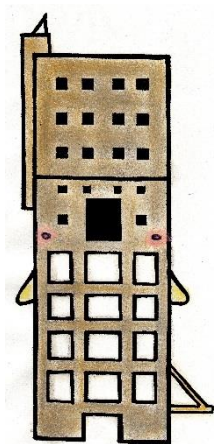
【スキズのキャラクター】



子どもみかたマン



しめえ〜



たてのすけ



ぼたやまん ぼたこ

## 【イベントなどでの配布】

配布先・配布場所	配布月など	しおり	条例リーフレット	スキッツの パンフレット	小冊子Q & A	クリアファイル	条例冊子	スキッツ便り
小中学校に配布	7月	4980		4980	206			200
町内回覧	8月							1800
中学生アンケート	9月			1500				
中学校に配布	12月			1482				
小中学校に配布	1月							200
町内回覧								1800
中学卒業生	3月	530	530	530		530		
小学校入学児童		610	610	610		610		
ｽｷｯｽﾞ ｾﾞﾝﾀｰ前	随時			50				2
子育て支援センター				530				
シーメイト		50		50				1
来室者		10					2	
出張スキッツ	随時	30						
合計		6210	1140	9732	206	1140	2	4003





## 5 中学生に対する「子どもの権利」に関するアンケート

令和3年9月、志免町内の中学生（1,315名）を対象に、「子どもの権利」に関するアンケートを実施しました。

このアンケートでは、志免町の中学生が、子どもの権利条例や子どもの権利相談室について知っているか、何か悩んだり困ったりしている時、相談できる人がいるかどうかなどについて調査を行いました。また、悩んだり、困ったりした時に相談する人の内訳や、相談室に相談したいと思うか、またその理由などについても回答してもらいました。

【アンケート表紙】

みなさんこんにちは。

志免町子どもの権利相談室 SKRS（スキッズ）です。  
（SKRSという名称は志免町に住む中学生が考えてくれました！）

平成19年4月に「志免町子どもの権利条例」（罰のきまり）が施行され  
 それをもとに「志免町子どもの権利相談室」SKRS（スキッズ）ができ、  
 今回のアンケートは、条例と相談室（スキッズ）について  
 みなさんがどれくらい知っているかを調べるものです。

**中学生のみなさんへ**  
 みなさんのアンケートの回収後、  
 すぐに封をします。  
 内容を見られることはありません。  
 個人を特定される心配もありません。  
 安心して書いて下さいね。

あてはまるものに○をつけて下さい。  
 あなたの学年は？  
 （ 1 ・ 2 ・ 3 ）年

あてはまるところに○をつけてください

【子どもたちの持ち帰り用プリント】

**中学生のみなさんへ**  
 あれこれ悩むコトがいっぱいあるよね  
 親や友だちに言えないコト  
 でも誰かに聞いてもらいたいとき  
 気軽にスキッズに来てね♪  
 電話してね♪

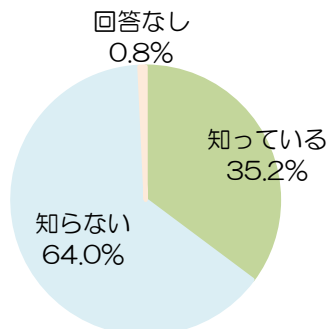
SKRS（スキッズ）は、みなさんに利用してもらうための相談室です。  
 困った時、悩んだりした時、遠慮なく相談して下さい。  
 相談員がみんなの話をしっかり聞いて、どうしたらいいか一緒に考えます。  
 秘密を守ります。みなさんの方になりたいと思っています。

☆ 志免町子どもの権利相談室 SKRS ☆

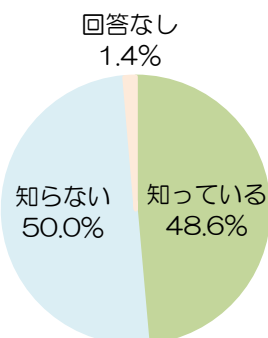
開いている日  
 火・木曜日 朝1時～夜7時  
 土曜日 朝10時～夕方5時  
 ☎ 0120-928-379（無料!）

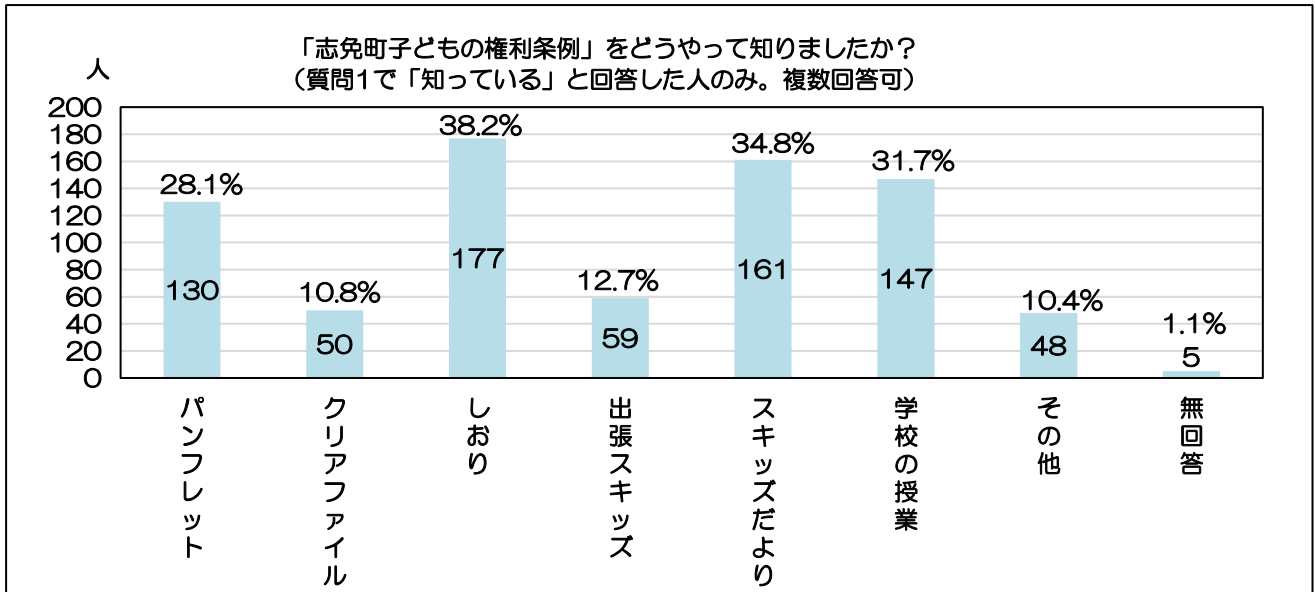
志免町総合福祉施設 シーメイト内

質問1：私達の町には「志免町子どもの権利条例」があることを知っていますか？



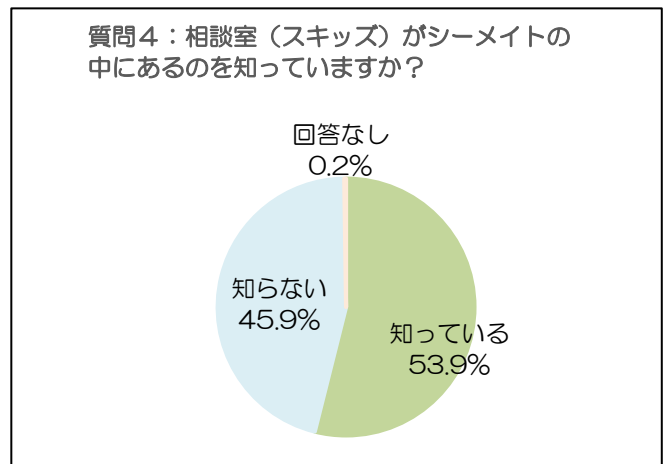
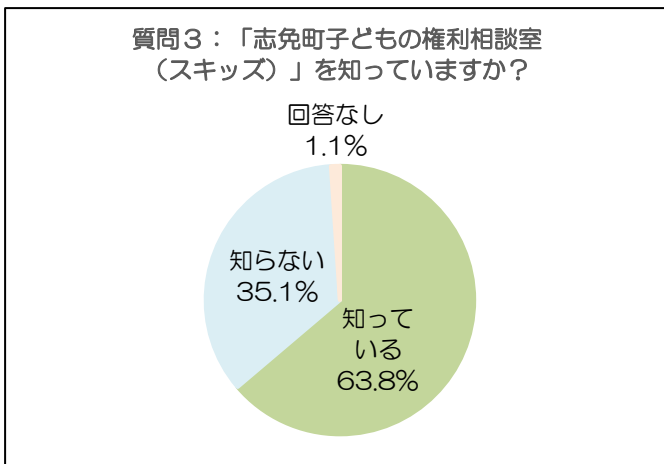
質問2：子どもの権利条例において「子ども」とは18歳までだと知っていますか？

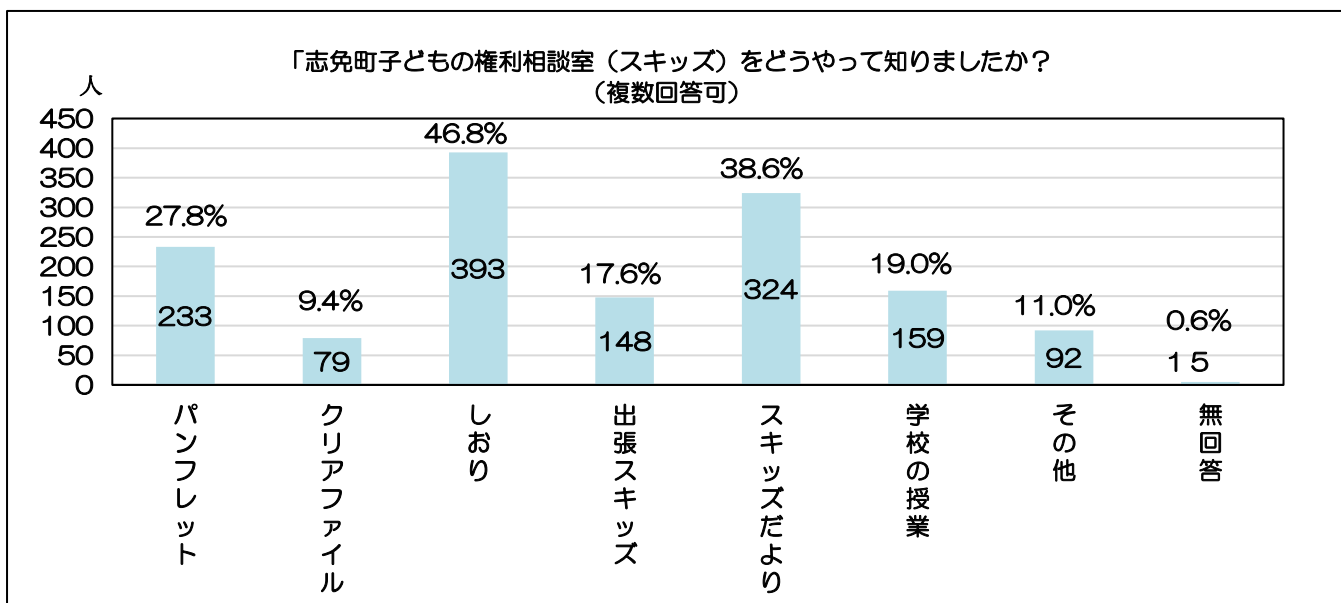




### 「その他」の回答等

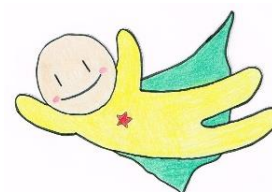
- 子ども実行委員で
- プリント
- 友達からきいた
- 小学校で授業した
- 前のアンケート
- 小学校、役場書いていたから
- 地域の夏祭り
- 人権カルタ
- チャレンジ広場で
- どこかできいたことがある
- 名前を聞いたことがあるような気がする
- 小学生のころ夏休みにいていたチャレンジで
- ママに聞いた
- これ何回もうけているから
- 知っているけど、どうやってかは忘れた



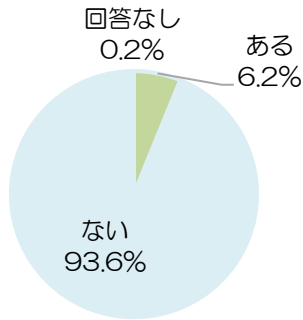


### 「その他」の回答等

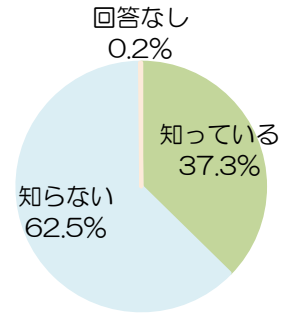
- かぞくからきいた
- 先生から
- すいません 覚えてないです
- きいたことがある
- 小学校にスキッツがきていた
- あすなろにあった
- 学校にはってあった
- 親からの紹介
- 学校からの手紙
- 友達のしょうかい
- 妹がよく遊びに行っているから
- 学校で配布されたプリント
- 人権カルタ
- なんとなく
- チャレンジ
- 友達が言っていた
- 学校であった
- 学校のイベント
- 子ども実行委員会
- ポスター
- 東小の友達から聞いた
- 前シーメイトにいて授業を受けていたとき
- 友達と一緒にいったことがある
- 小学校の時の昼休みにプラバン作りがあったから
- 兄から教えてもらった
- 遊びに行ったことがある
- シーメイトに来たときにあった
- 場所を知っているから
- 西小にきてくれていました
- がっこうの休みじかん
- なんか学校にきてた
- シーメイトの中を見た



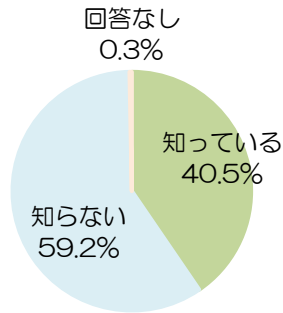
質問5：シーメイトの相談室（スキズ）に、行ったことや電話したことがありますか？



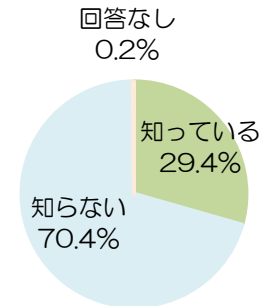
質問6：相談室（スキズ）は、名前を言わずに相談できるということを知っていますか？



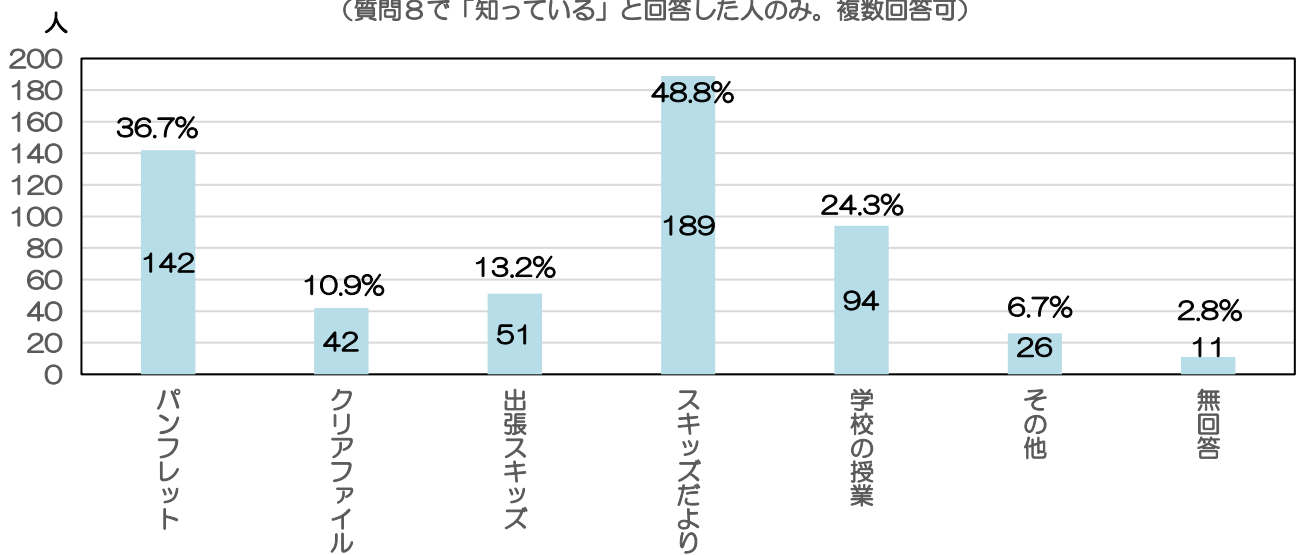
質問7：相談室（スキズ）はフリーダイヤル（無料）で電話で相談できることを知っていますか？



質問8：相談室（スキズ）には、救済制度（困って助けしてほしいと思った時に、皆さんと一緒に考えてくれる制度）があることを知っていますか？



救済制度をどうやって知りましたか？  
（質問8で「知っている」と回答した人のみ。複数回答可）



## 「その他」の回答等

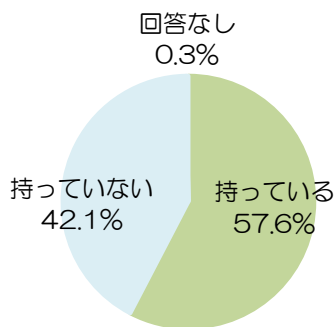
- かぞくからきいた
- インターネット
- 前のアンケート
- スキップのカード
- 覚えていない
- 聞いたことがある。
- 友達からきいた
- 先生から
- 教室のうしろにはってあった紙
- 直接きいた
- 子ども実行委員会
- しおり
- そうだん室と書いてあるから
- ポスター
- 学校で配布されたプリント
- 解決しなかったら相談する意味がないから
- どこかでしった

今年度は、質問 1、質問 3、質問 8 に「知っている」と回答した生徒に対して、「どうやって知りましたか？」と質問したところ、内訳の中で「スキップ便り」や「パンフレット」「学校の授業」「しおり」が多い結果になりました。

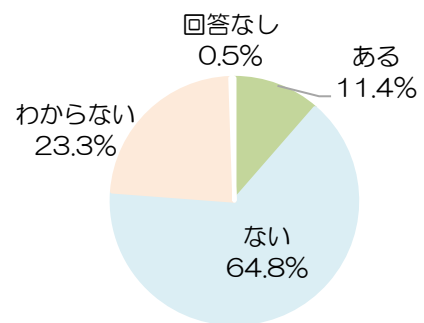
「スキップ便り」は、年 2 回、全小・中学校のクラスに掲示してもらいます。また学校の授業のなかで、先生が相談室のことを伝えてくれているようです。



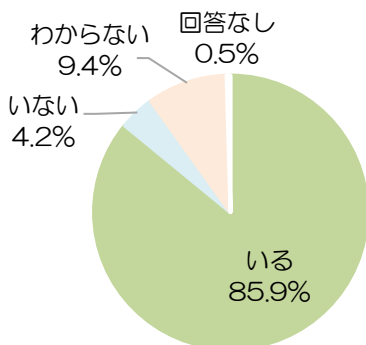
質問 9：相談室（スキップ）が配布している相談室のカードを持っていますか？



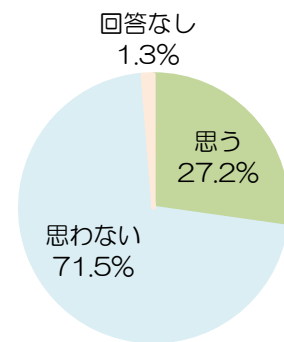
質問 10：あなたは今悩んだり、困ったりしている事がありますか？

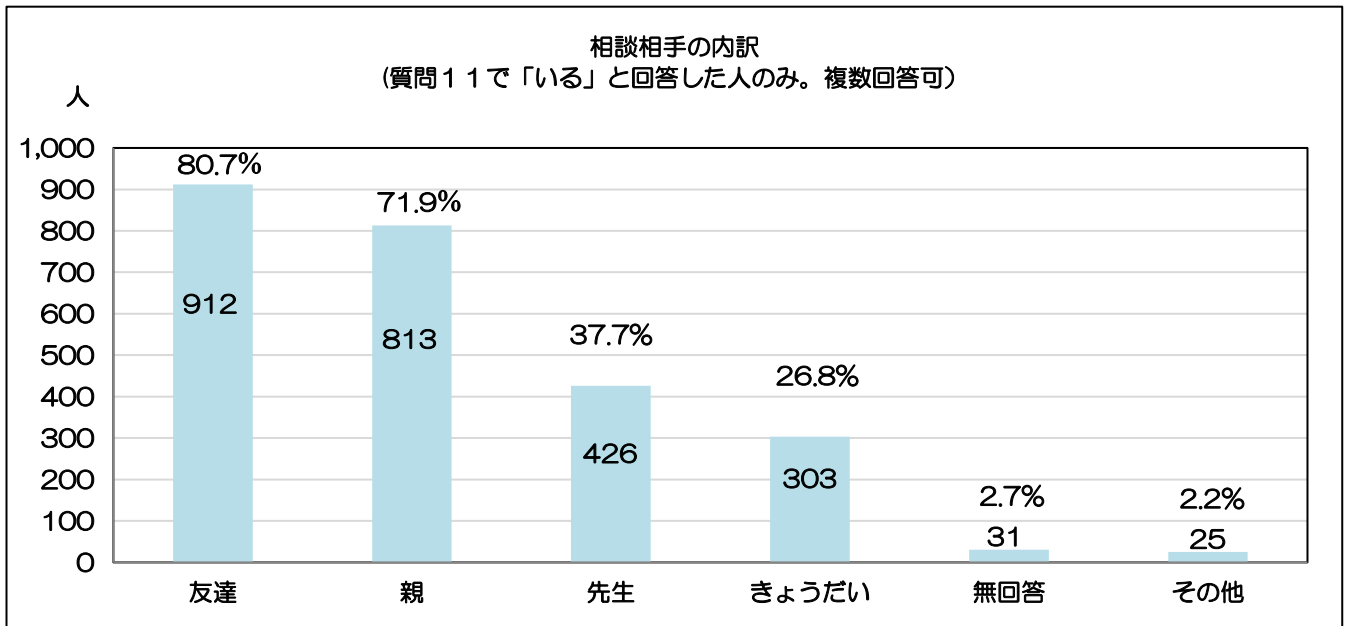


質問 11：あなたが悩んだり困ったりしているときに、相談できる人がいますか？



質問 12：もし悩みがあるときは相談室（スキップ）に相談しようと思いますか？





※相談相手の内訳では、多くの子どもたちが友達や親を相談相手としているようです。



※質問 12、質問 13 に関しては、子ども達に自由記述をしてもらっています。  
 全体の詳細については、(42頁~44頁)に記述していますのでご覧ください。

## ※中学生アンケート 年度別の推移

中学生に対するアンケートを取って、14年目になります。以下の項目にご注目ください。

(質問1・2・6・7)

平成25年度以降大きな変化はみられません。

(質問3・9)

スキップを知っていたり、スキップが配布しているしおりを持っていたりする子どもたちについては増加傾向にあります。

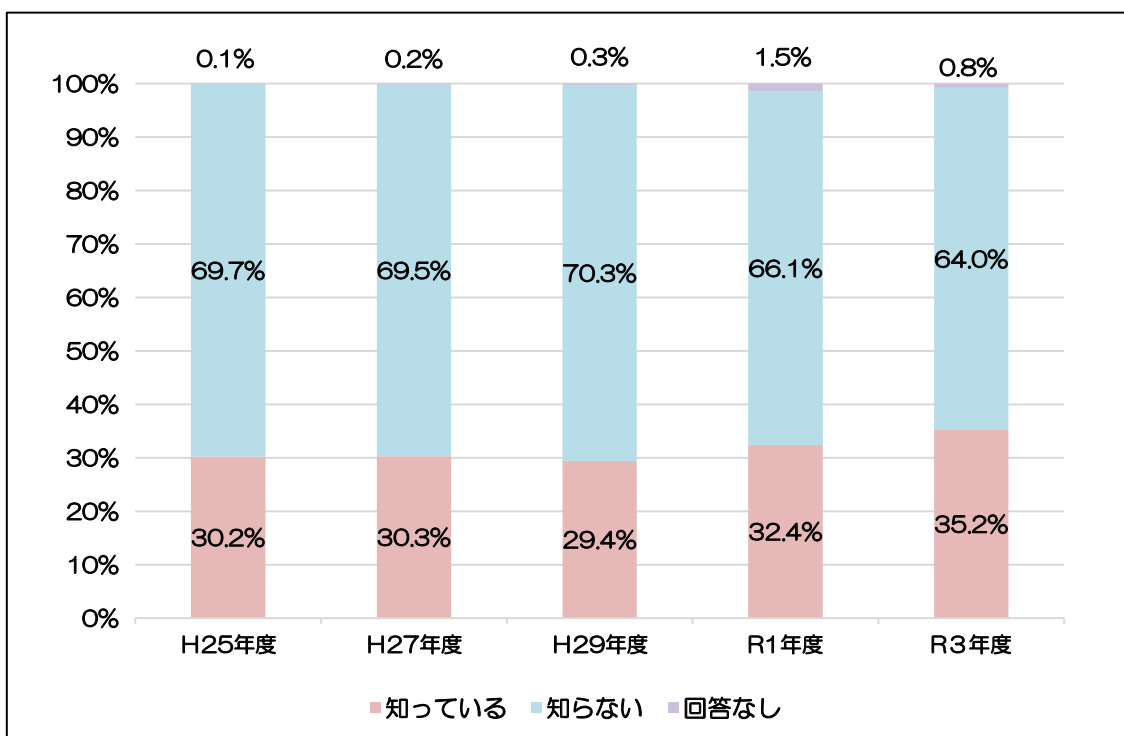
(質問4・5・8)

権利相談室SK<sup>2</sup>S(スキップ)がシーメイトにあるということや、フリーダイヤル(無料)で電話ができるということ、志免町には救済制度があるということを知っている子どもたちについては、減少傾向にあります。

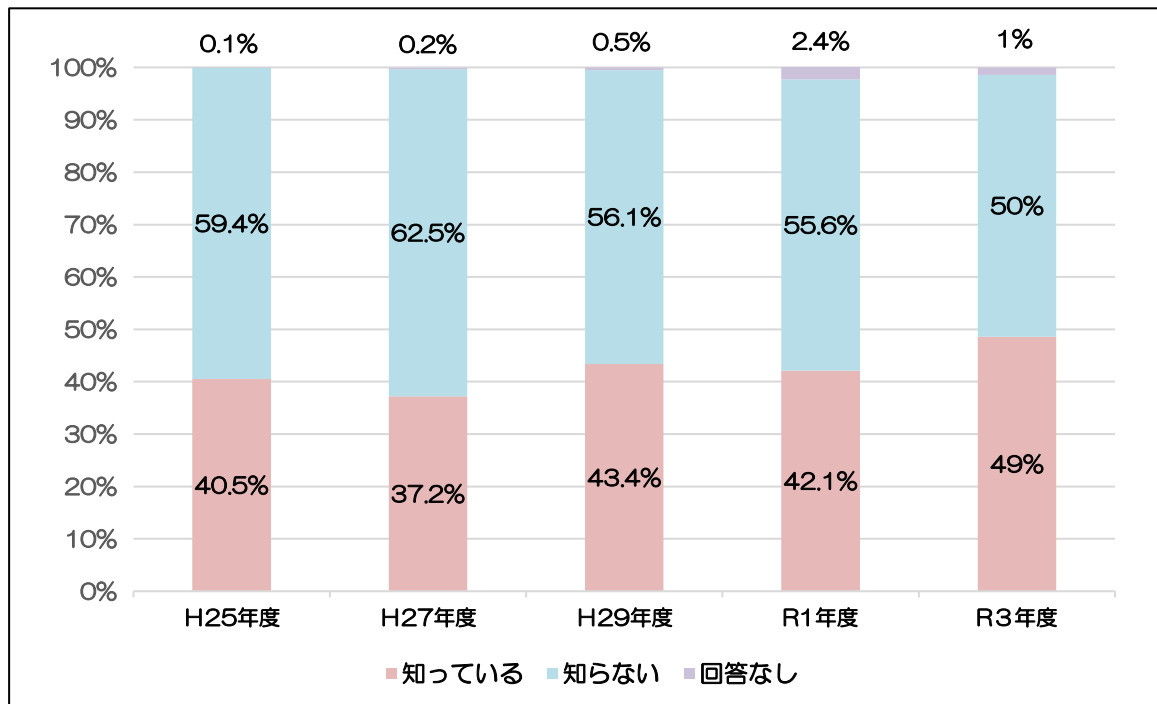
(質問13)

スキップに相談しようと思う子どもたちについては、増加傾向にあります。

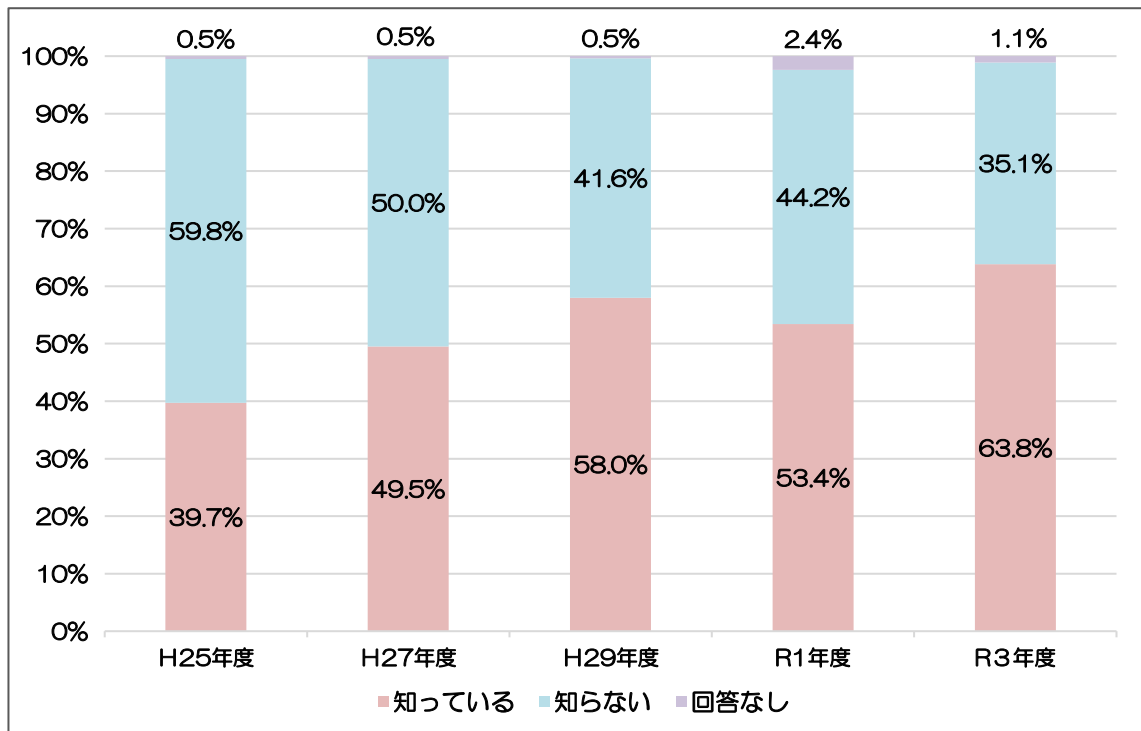
### 1. 私達の町には「志免町子どもの権利条例」があることを知っていますか？



2. 権利条例において「子ども」とは18歳までだと知っていますか？

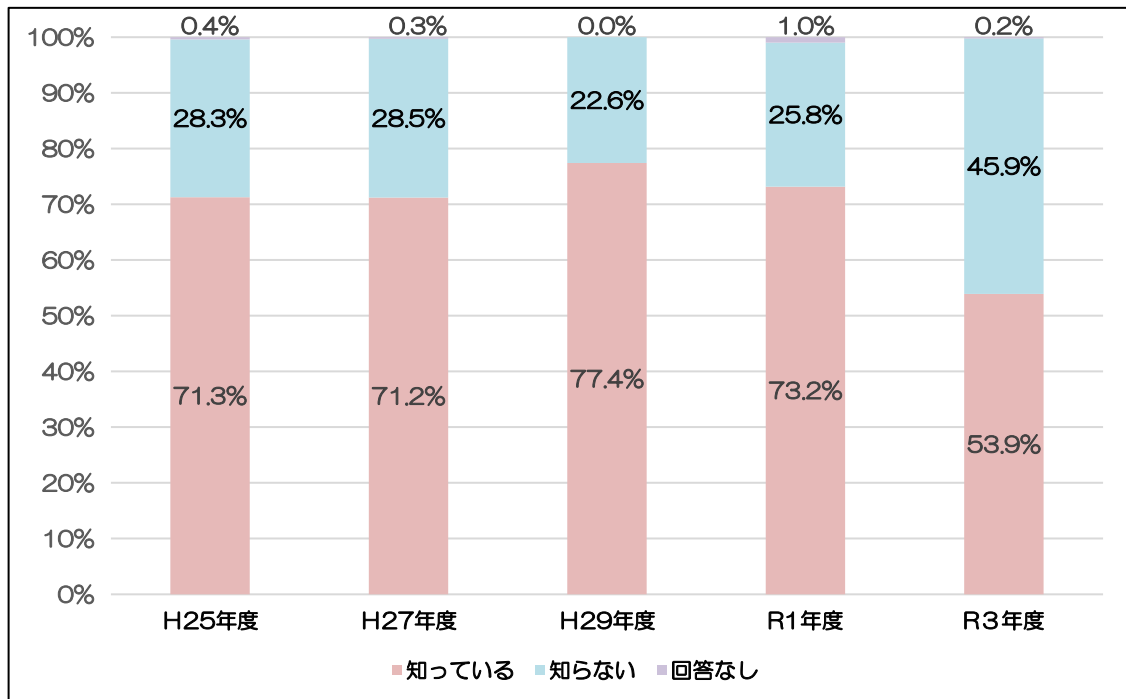


3. 「志免町子どもの権利相談室SK'S(スキッズ)」を知っていますか？



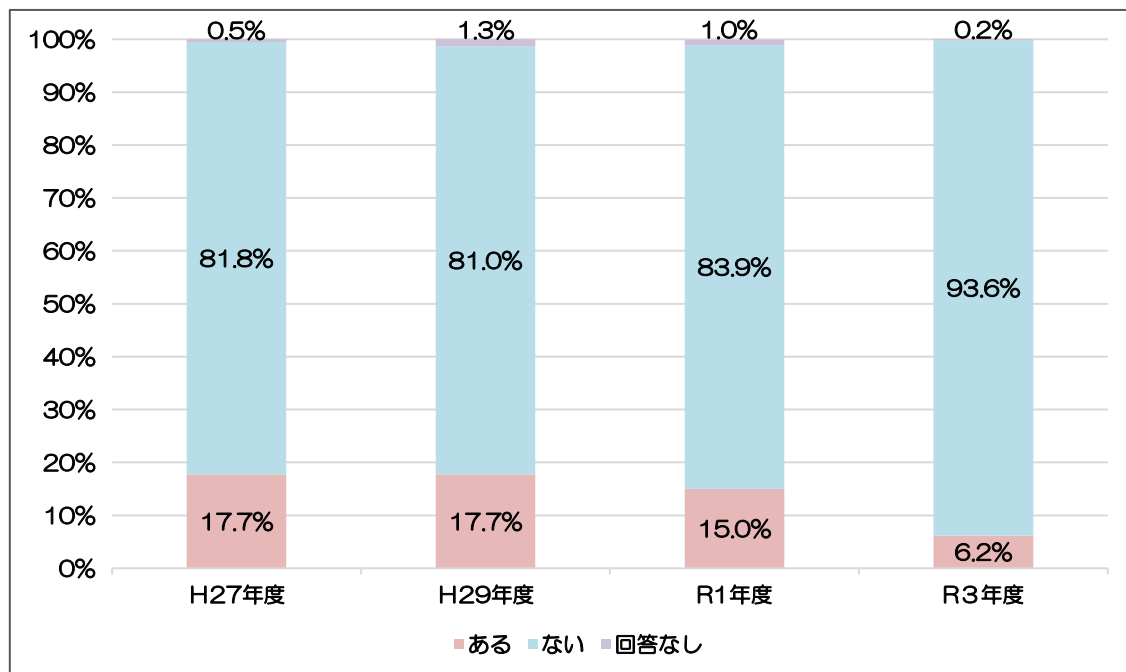


4. 権利相談室SK'S(スキッズ)がシーメイトにある事を知っていますか？



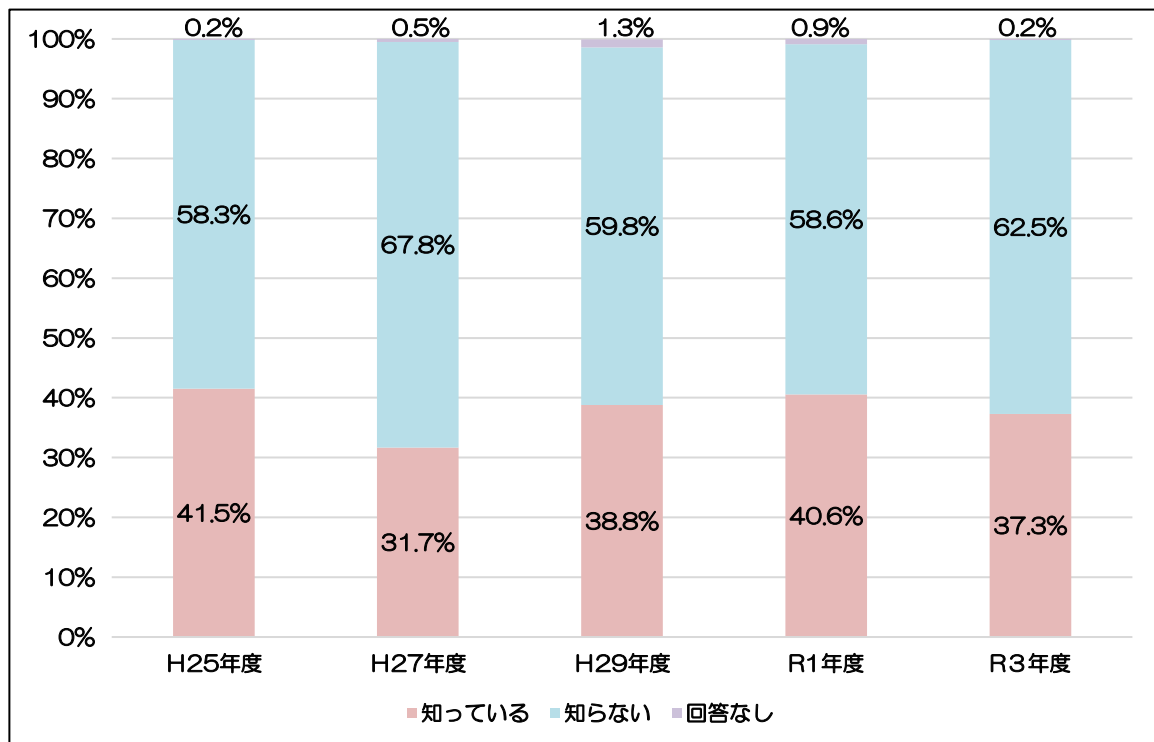
(注) スキッズは平成 21 年度からシーメイトに移転しています。

5. シーメイトの相談室SK'S(スキッズ)に、行ったことや、電話したことがありますか？

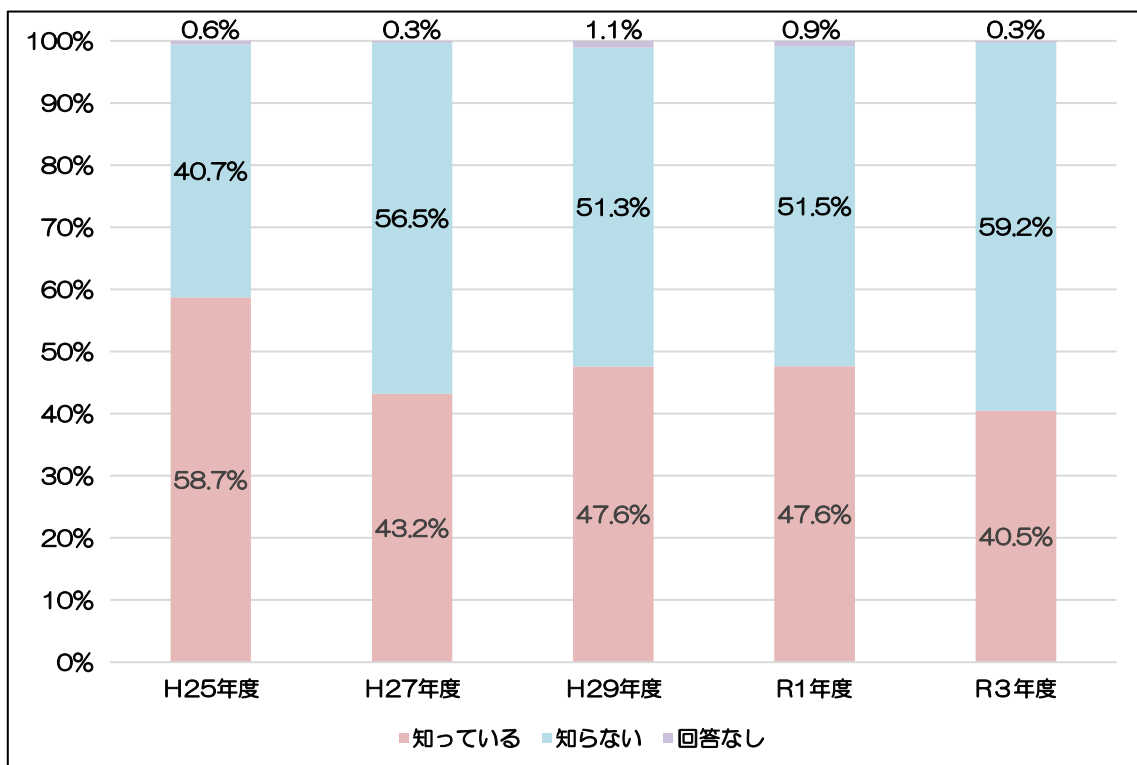


(注) この質問は平成 27 年度から新たに設けました。

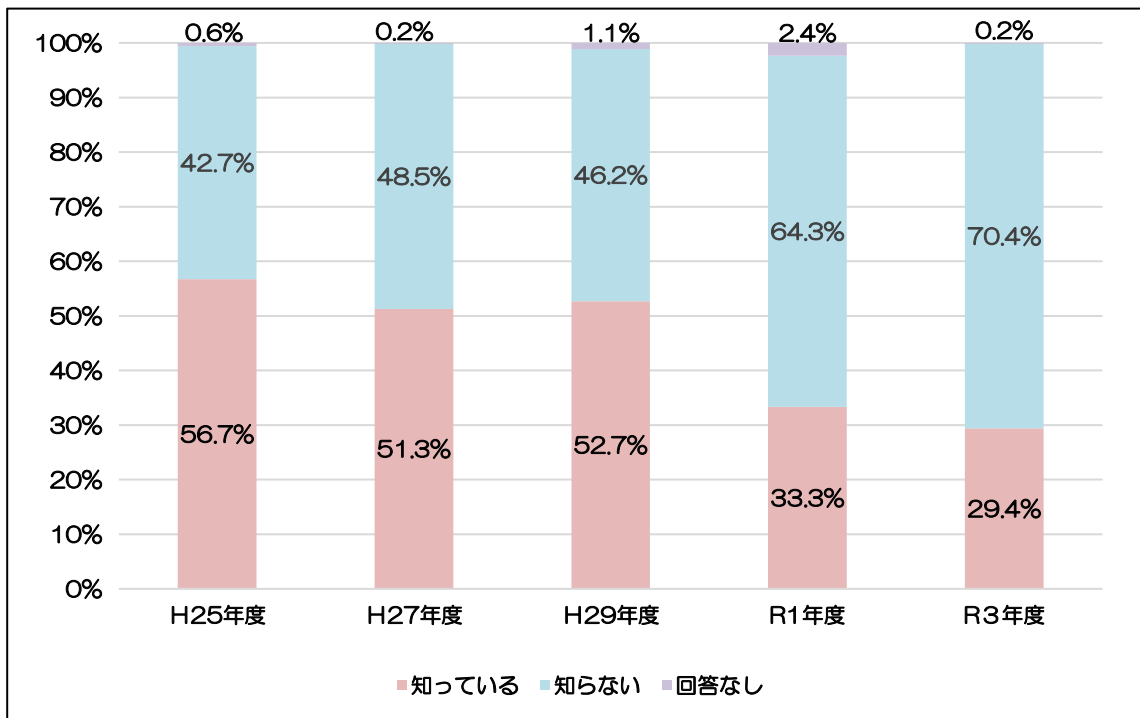
6. 相談室SK'S(スキズ)は、名前を言わずに相談できる事を知っていますか？



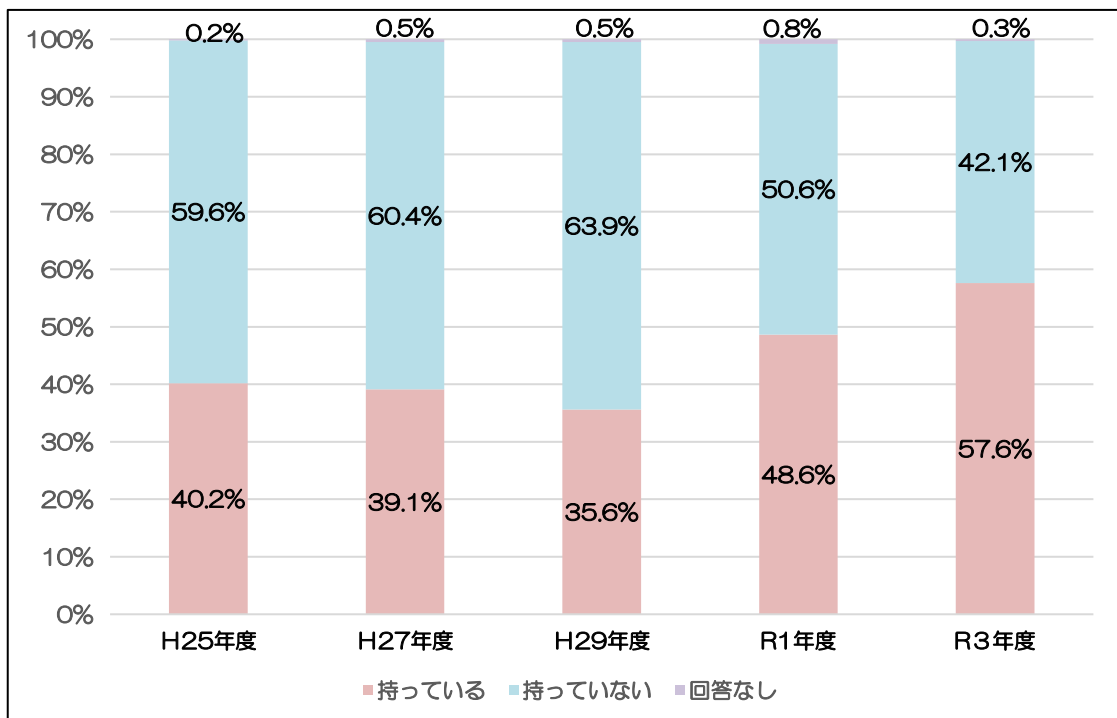
7. 権利相談室SK'S(スキズ)は、フリーダイヤル(無料)で電話相談ができることを知っていますか？



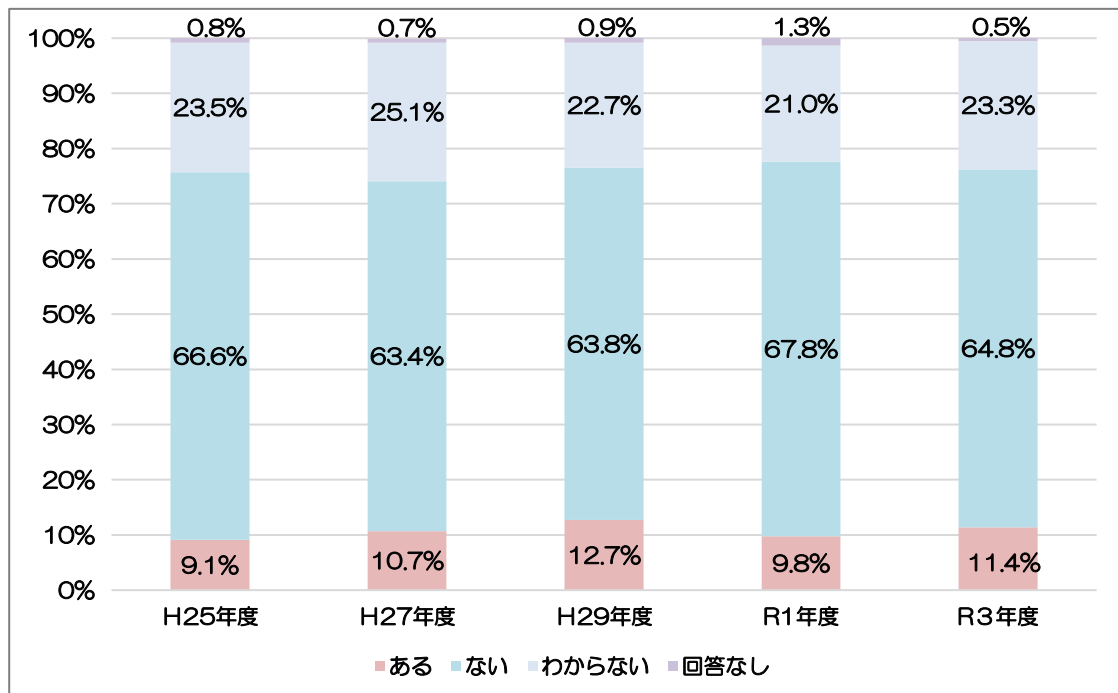
8. 志免町子どもの権利相談室SK²S(スキッズ)には、救済制度(困って、助けてほしいと思った時に、みなさんと一緒に考えてくれる制度があることを知っていますか？



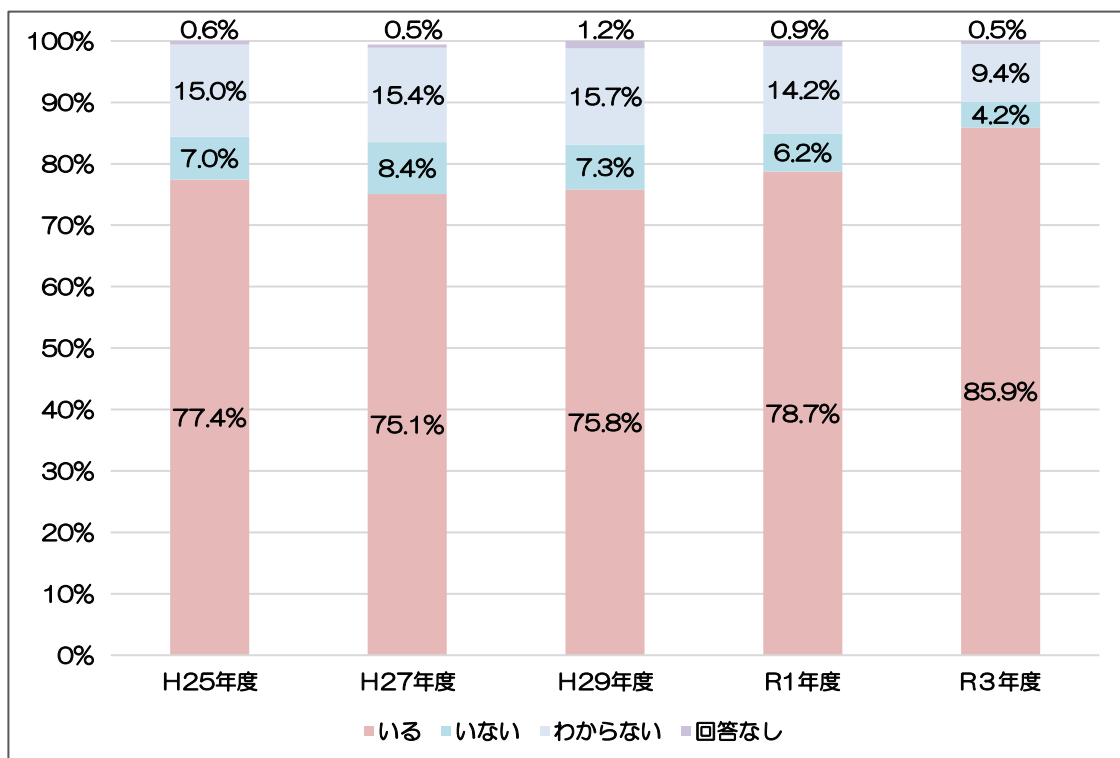
9. 志免町子どもの権利相談室SK²S(スキッズ)が配布している相談室のしおりを持っていますか？



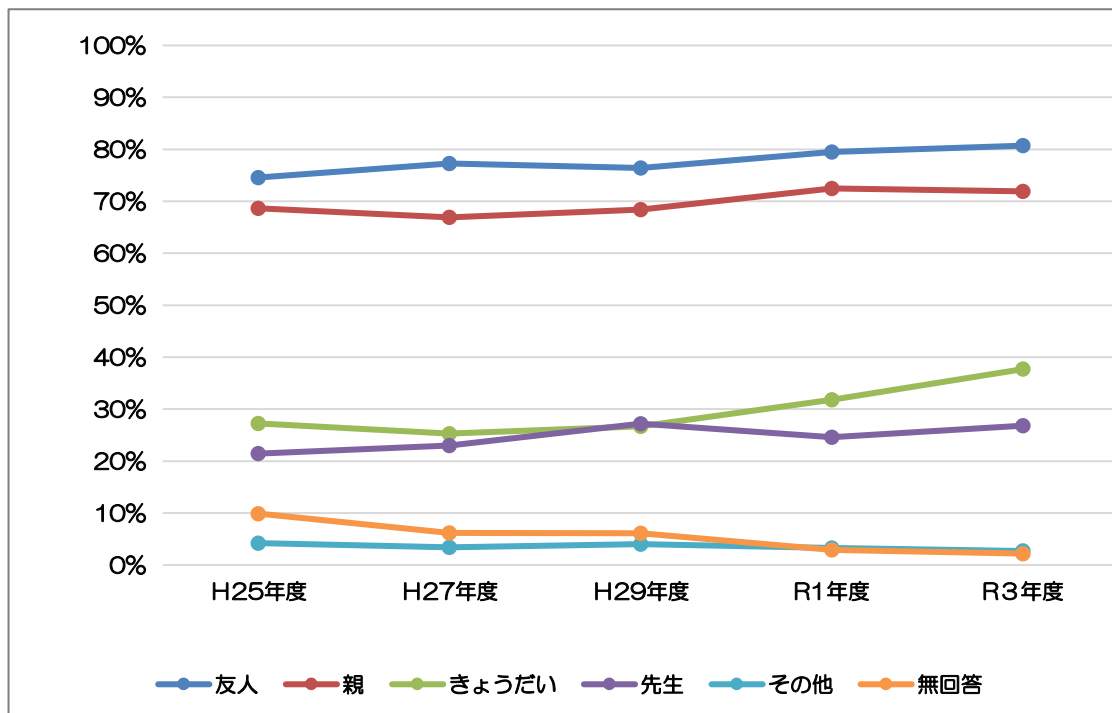
10. あなたは今悩んだり、困ったりしていることがありますか？



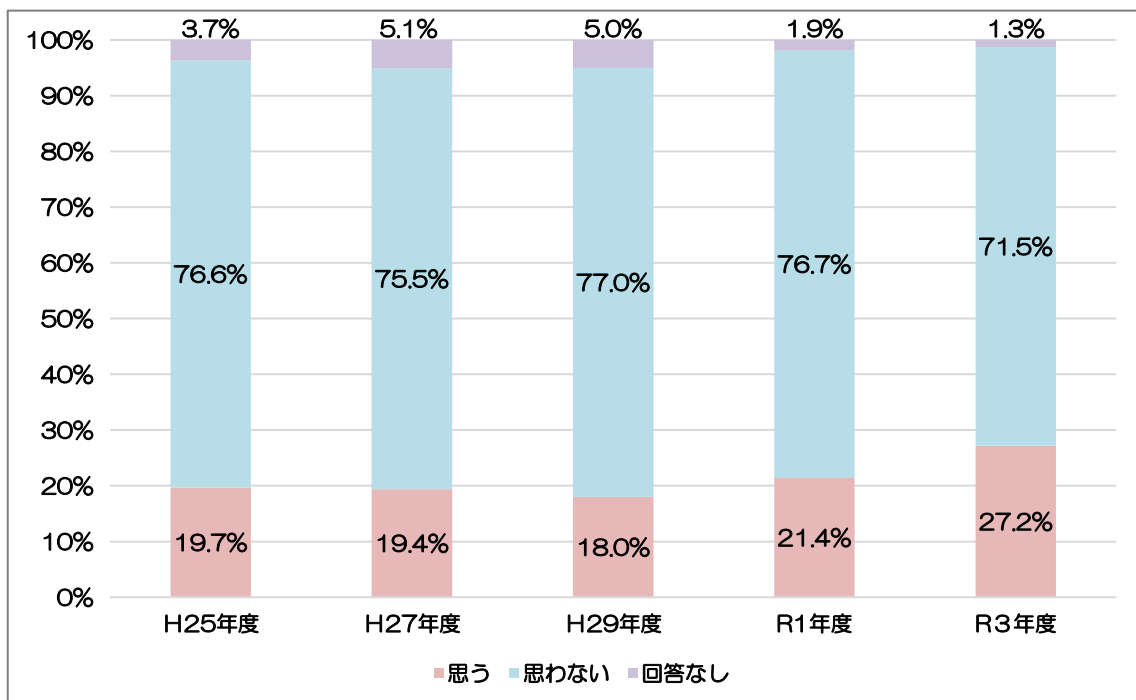
11. あなたが悩んだり、困ったりしている時に相談できる人がいますか？



## 12. 上の質問11で「いる」と答えた相談相手の内訳の割合



## 13. もし悩みがあるときは、相談室SK'S(スキッズ)に相談しようと思いますか？



## 志免中、志免東中への「子どもの権利」に関するアンケート自由記述

質問1 2:もし悩みがあるときは相談室SK<sup>2</sup>S(スキッズ)に相談しようと思いますか?  
(原文のまま)

【回答：思う (記述回答 260人/358人中)】

- ・相談しやすそう、頼りになりそうだから (50人)
- ・解決していきたい、スッキリしたいから (44人)
- ・相談を秘密にしてくれるから、無料だから (38人)
- ・知らない人だから (33人)
- ・1人で悩みたくないから (26人)
- ・心が楽になる、軽くなるから (20人)
- ・気軽にできる、便利、近くだから (18人)
- ・安心できる、ほっとできるから (17人)
- ・悩みがあるときは相談したい (6人)
- ・困っているから (3人)
- ・行ったことがあるから (3人)
- ・プリントで知ったから (2人)



【回答：思わない (記述回答 462人/939人中)】

- ・親や身近な人に相談できるから (226人)
- ・知らない人に話したくない (69人)
- ・自分で解決したいから (28人)
- ・解決できないと思うから (18人)
- ・おおきな悩みではないから (15人)
- ・悩みがないから (11人)
- ・信用できないから (10人)
- ・電話する、行くのが大変 (9人)
- ・めんどくさい (8人)
- ・知られたくない、秘密が漏れそう (8人)
- ・話したくない、言いたくないから (8人)
- ・スキップのことをよく知らない、わからないから (7人)
- ・怖い、不安だから (7人)
- ・相談しようと思わないから (6人)
- ・話すのが苦手、緊張するから (5人)
- ・いやだから (4人)
- ・問題が大きくなりそうだから (4人)
- ・状況を理解しにくいと思うから (3人)
- ・時間がないから (3人)
- ・相談しにくいから (3人)
- ・恥ずかしいから (2人)
- ・勇気がないから (2人)
- ・悩みや何を言ったらいいかわからないから (2人)
- ・理由はない (2人)



## 質問 13：相談室 SK<sup>2</sup>S（スキッズ）に質問要望があったら教えてください。

### 【自由記述】（44人の一部）

- ややく制なのかしりたい。
- スキッズは何時～何時まで電話できるのか？（2人）
- しおりのデザインをかえてほしい。毎年同じでつまらない
- 1日なんけんくる～。
- 1対1で相談を聞きますか？スキッズの人と顔を見て話しますか。話したことは、誰かに話したりしますか？
- 18歳までは子供なので18歳まで相談するのはありなんですか？
- 相談したら、どんな風に対応してくれますか？どんなことをしてくれますか？
- なぜスキッズを作ろうと思ったのでしょうか？人とあまり話せない人だった場合、どう対応するのでしょうか。
- もっと宣伝して自分たちのことを知ってもらった方がなやむ子減るとおもう。
- 「ライン」など、「文字」だけでもそうだんできるようにしてほしいです。
- お久しぶりです。お元気になりましたか？私は元気です。小学校のころいつもお世話になっていました。  
また顔をだしますので、その時にまた、よろしく願いいたします。
- 志免町の権利条例とは何ですか？
- 配布しているしおりをもう少しデザインを変えて穴のところにリボンをつけてほしいです。お願いいたします。
- ネットとのかんけいだったらどうてつだって、もらうんですか？
- 個人情報もれたりするのか
- なんとなく
- もし、相談した時、親にばれて、親が通報して、スキッズの相談室にきて相談者が何をしましたか？と言われ  
つづけても、言わないのですか？（ずっとけいさつなどから言われても、いわないんですか？）
- どうしても困ったことがあったら電話するかもしれないので、よろしくお願いします。
- 学校にどんな不満をもっているかみたいなアンケート調査をして結果を配ってほしい
- アンケートありがとうございました。
- 悩み、困ったこと全てなんでもきいてくれるんですか？
- 親とかいけつするから。
- いやです。
- 学校にきたら存在感でると思います
- 中学生もいっていいんですか。
- どんなに些細な事でも相談してよいのか・親に言わずに来て良いか・親に連絡をされないか
- 大丈夫です
- なんで「s k s」という名前になったのですか、どうゆう意味ですか
- これからの子どもたちの相談にものってあげて下さい
- 相談する内容はどんなことでも大丈夫ですか
- 電話というよりメールの方がいいかも
- 毎月何人が相談しに来ているか知りたい



## 6 研修

### ◎子育て支援課による相談員への研修

- ・ 4月 1日（木）志免町子どもの権利相談員の職務に関する事務要領

### ◎救済委員による相談員への研修

- ・ 4月 7日（水）調救済委員  
子どもの権利相談室（スキッズ）での相談対応について
- ・ 5月18日（火）圓入救済委員  
昔と今の子育ての違いについて
- ・ 6月9日（水）柳救済委員  
子どもの権利条約について

### ◎2021年度子どもの権利条約総合研究所研究会

- ・ 11月27日（土）・・・zoomによる視聴  
「あらためて子どもオンブズワークについて考える」

### ◎志免町職員協働研修

- ・ 3月23日（火）企画立案の方法



### Ⅲ 活動を振り返って



#### ・子どもの権利と SDGs

子どもの権利代表救済委員 圓入智仁

「子どもの権利条約」は 1989 年 11 月 20 日に国連総会で採択され、翌 1990 年 9 月 2 日に発行しました。日本が条約を批准したのは 1994 年 4 月で、158 番目の締約国でした。翌月に日本国内での効力が発生しています。この頃からしばらくの間は学校や公民館、役所などの公共施設で「子どもの権利」や「子どもの権利条約」について掲示されたり、関連するイベントが開催されたりしました。

当時高校生だった私は、近くの公民館で「子どもの権利」に関する掲示を見て、「子どもの権利」が「わがまま」につながると考えた覚えがあります。今となっては、「子どもの権利」に関する具体的なことや背景を知らない高校生だったことを恥ずかしく思うばかりです。ただ、このように思う高校生、あるいは子ども、そして大人は珍しくなかったとも思います。私は高校で子どもの権利（条約）を学んだ記憶はありませんが、小中学校では子どもたちが「子どもの権利」や「子どもの権利条約」について学ぶ機会があったと聞いています。

1990 年代の後半には「子どもの権利」や「子どもの権利条約」に関する啓発活動の広がり、2000 年以降、各自治体が「子どもの権利条例」を制定する動きへと発展していきました。その先駆けは、2000 年 12 月に公布された「川崎市子どもの権利に関する条例」です。志免町は 2006 年 12 月、全国で 10 番目となる「志免町子どもの権利条例」を公布しました。現在に至るまで、ほぼ毎年のようにどこかの自治体が「子どもの権利条例」を制定していますが、その一方で、日本社会全体では「子どもの権利」について以前のような盛り上がりがないように思います。

私が子どもの権利条約のことを述べてきましたのは、「SDGs」が同じ運命をたどることを危惧するためです。SDGs は 2015 年 9 月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記された 2030 年までの具体的指針であり、現時点では相当な盛り上がりを見せているように思います。SDGs が 17 の目標を持つことから広い領域を含んでいること、日本では SDGs について官民を挙げて取り組んでいること、2030 年という期限があることなどから、このまま盛り上がり続けるように思いたいところです。

SDGs にしても、子どもの権利にしても、何か新しいことをし始めると次第に当初の勢いは衰えてしまうものです。無理して始めると、その無理が重なってしまいます。大切なことは、今実施していることを SDGs の観点で捉えること、あるいは子どもの権利の観点で捉えることです。普段、何気なくしていることが SDGs につながっていたり、子どもの権利擁護につながっていたりすれば、それらをそのまま続けるだけで良いのです。他方、少し改善するだけで SDGs や子どもの権利擁護につながることに気づいたならば、その方向を目指すのです。

日本ユニセフ協会のホームページによると、子どもの権利には4つの原則と4つの権利があります。4つの原則は、命を守られ成長できること、子どもにとってもっとも良いこと、意見を表明し参加できること、差別のないことです。4つの権利は、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利です。もちろん、志免町子どもの権利条例も、これらのことを踏まえています。

子どもは周りの大人がこれらの「原則」や「権利」を意識して発言や行動してくれているかを考え、大人は子どもと関わるにあたっての考えや言動をこれらの「原則」や「権利」にあてはめて考えてみるのです。互いにこのように意識し続けることこそが、子どもの権利を保障し続けることにつながります。

子どもたちは学校や習い事、近所の公園などで友達と楽しく騒ぐことが難しくなりました。本来は楽しいはずの給食も、みんな同じ方向を向いて「黙食」することが求められています。外食すると目の前に「パーティション」があります。そんなことが当たり前になりました。物心ついたときから「三密」を避ける生活をしてきた子どもたち、あるいはコロナ禍に生まれた子どもたちが小学校に入学することすら、数年後です。

以前と比べ、普段の生活で「発散」する機会が減り、「求められること」が多くなりました。SDGsを意識することも大切だとは思いますが、このような状況だからこそ、大人はゆっくり子どもの声に耳を傾け、「子どもの権利」に思いを致したいと思います。

## ・ところが持続可能であるために



子どもの権利救済委員 調 優子

毎年作成している報告書ですが、そのせいか内容も何となく似通ってきました。そこで昨年度からは、救済委員の間で共通のテーマを決め、それについてそれぞれの視点で書くことになりました。昨年度のテーマはもちろん「コロナ禍」。現在も引き続きコロナ禍ではあるものの、それが日常になってきてもいるので、今年度のテーマは今話題の「SDGs」にしよう、と年明け早々に決めました。

SDGs といっても様々な項目があるので、どういった視点にしようかと悩んでいた 2 月、ロシアによる、ウクライナへの侵攻が始まりました。それからメディアでは毎日のように、目を覆いたくなるような画像や映像が流され、理解が追いつかないような記事が掲載されます。そんな場面は映画や過去の記録映像でしか見たことがなかったことが、現実に行進形で起こっているのです。こんなことがあっていいのか、とあまりの理不尽さに深く傷つきます。天災ではなく人災なのに、何とかしたくても何もできず、無力感に打ちのめされる毎日です。せめて現実から目をそらさないでいよう、苦しんでいる人がいることを忘れないでいよう、とできるだけ情報に触れるようにしていますが、日々失われていくものがあまりに大きく、最近、未来をうまく想像できなくなりました。今年度のテーマである SDGs についても、考えを深めようにも先に進めなくなってしまい、筆がすすまず悩みました。戦争を知ってしまった人々がいつか日常を取り戻せるようになったとして、こころの傷つきは、回復して行けるレベルであるとはとても思えません。どれほどの絶望を味わったのでしょうか。そんな今、この状況でできる SDGs な取り組みとは何でしょう。

当たり前だと思っていた平和が突然失われたことで、逆にこれまでそれほど危うい均衡の上に成り立っていたのだと知りました。そう考えていくと、SDGs とは、よりよい未来をみんなが想像し、共有できてこそその取り組みなのだ気づかされます。目先の利益だけではなく、未来のために現在から行動を始めていくこと。大人が自分たちのことだけでなく、子どもたちやそのずっと先の未来のことを想像して、それが今よりもよいものとなるよう、行動できるかどうかです。

数多くある SDGs の項目の中で、何よりもまず大前提であってほしいのは、『平和と公正をすべての人に』だと、それが実現できていない今、強く思っています。

話は変わって、SDGs は「Sustainable Development Goals」

(持続可能な開発目標)の略称ですが、皆さんの生活には、どのように浸透していますか。個人的には、以前から大事だと思って言いにくかったことを、公然と大事だと語れるようになってうれしい限りですが、それとは別に、心理士として、最近よく Sustainable(持続可能)という言葉を用いるようになりました。本来の使い方とは違うかもしれませんが、相談者に、未来志向で持続可能な心の在り方や、エネルギー配分を考えてほしい時に使います。持続可能

であることは何となくいいことだ、と認識してもらいやすくなったことから、SDGs の概念の浸透を実感しています。

これまで、無理をして我慢をして息切れしたり、動けなくなったりした人とたくさん会ってきました。無理をした分だけ、回復にも相当の時間がかかります。こうありがたい、と動機づけられるのは決して悪いことではありませんが、体面や目先の利益を気にしての目標だと、長くは続かず、自分自身も満たされることはありませんし、周りも無関係ではいられず、多くの葛藤を味わうこととなります。

どのようなペースだったら続けられそうか、その塩梅をすぐにはつかめないものです。そしてその塩梅とは、どこか我慢や諦めが必要だったり、手間がかかったりするような、おそらく誰にとっても、ちょっと「残念」な感じなのではないかと思います。それでも自分のペースで歩み続けられたとき、それは確かな自信になって、また続けていこうという原動力になるのだと思います。自分のために、みんなのために、不安でも、面倒でも、よりよい未来にむかって動き始める人が増えていくことを願います。

## ・子どもの権利とSDGs



志免町子どもの権利救済委員 柳 優香

### 1 SDGsって何？

最近、17色のカラフルなドーナツのようなバッジを胸に付けている人を見かけることがあります。2015年9月の国連総会で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダ、SDGs（エス・ディー・ジーズ）のロゴマークです。今、私たちは、世界中の皆が手を取り合い、同じ目標に向かわなければ解決ができない様々な困難な課題に直面しています。SDGsは、2030年までに、私たちが、こうした課題を解決し世界を変革するための目標、「人間、地球及び繁栄のための行動計画」です。

皆さんは、SDGsと聞いてどんなことを思い浮かべるでしょうか。貧困、環境問題などそれぞれ色々なことを思い浮かべるかもしれません。私は、SDGsのそれぞれの目標に共通する根っこ、一番大切なことは「人権」である、SDGsは、究極的には一人一人の人権を保障するためのものであると考えています。

SDGsの前文や宣言の中に、「誰一人取り残さない」という重要なキーワードがうたわれています。そして、「人々の尊厳は基本的なものであるとの認識の下に、目標とターゲットがすべての国、すべての人々及び社会の全ての部分で満たされることを望む。」と明記されています。世界中のどんな人も、大人も子どもも、誰一人と取り残さずに尊厳を守る、まさに人権を保障するという大事なことが書かれています。

人権とは、誰でも生まれたときから当たり前持っている、ありのまま幸せに自由に生きる権利です。戦争のある国、飢餓のある国、土壌汚染が深刻な国の話ではなく、SDGsは一人一人みんなに関係する問題です。

### 2 SDGsと子どもの権利条例

人権は、もちろん子どもたちにもあります。日本は子どもの権利条約を批准していますし、この志免町には、子どもの権利条例があります。

志免町の子どもの権利条例では、安心して生きる権利（第7条）として①命が守られ、尊重されること、②暴力を受けず、又は放置されないこと、③差別を受けないこと、④愛情と理解をもってはぐくまれること、⑤健康に配慮され、適切な医療が提供されること、⑥平和と安全な環境下で生活ができることが保障されています。自分らしく生きる権利（第8条）として、①個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重されること、②自分の考えをもつこと、③自分にとってふさわしいやり方で学ぶこと、④プライバシーが侵されないこと、⑤自分に関する情報が不当に収集され、又は利用されないこと、⑥子どもであることにより、不当な取扱いを受けないこと、⑦安心できる場所で自分を休ませ、余暇を持つことが保障されています。意見表明や参加する権利（第9条）として、①自己表現や意見の表明ができ、それが尊重されること、②仲間をつくり、仲間と集うこと、③社会に参画し、意見を生かす

れる機会があること、④社会参加に際し、必要な支援が受けられることが保障されています。支援を受ける権利（第9条）も保障されています。

SDGsの目標と見比べてみてください。条例に書いてある子どもの権利はSDGsの目標のどれかには関係することに気が付きませんか？

### 3 SDGs達成のため

子どもの権利条例を日本が批准して約28年、志免町子どもの権利条例が施行されて約14年です。その間、よりよくなってきた部分もあると思いますが、未だに、虐待、暴力、いじめなどをはじめとした子どもに対する人権侵害はなくなりません。SDGsのゴールである2030年までは、条約や条例ができてから現在までの期間よりもっと短い、約8年しかありません。その間に、私たち一人一人が、誰一人取り残されずに、ありのまま幸せに自由に生きる権利が保障される世界が実現できているのでしょうか。それは、私たち一人一人の日々の意識や行動にかかっています。

社会において、子どもの権利が未だに十分に保障されていないのはなぜなのか、という問いに対する答えとして、一つ考えられるのは、子どもは一人の独立した「権利の主体」であるという考えが、社会（特に大人）に浸透していないことが考えられます。権利を与えるからには義務がある、子どもに権利を保障するとわがままを助長する、子どもは半人前で未熟だ等という考えを持っている大人も少なくありません。しかし、人権、子どもの権利は大人から与えられるものではありませんし、子どもの権利の反対は大人の応答する責任です。大人は、子どもの意見を聴き、対話をし、子どもの最善の利益を考えていかなければなりません。子どもの権利、自分らしくありのままであることを保障することとわがままは全く違います。子どもは成長発達段階にありますが、一人の人間として、自分の考えや気持ちがあります。自分の権利が保障され、大切にされた経験があって初めて、他人を大切にでき、他人の権利も尊重する人になれます。


SDGsには、子どもは「エンパワーメントがなされなければならない」とされており、子どもは権利の主体として、自分の力を発揮し、自分の意思により自発的に行動する存在とされています。また、子どもたちは「変化のための重要な主体」であり、「彼らはこの目標に、行動のための無限の能力を、また、よりよい世界の創設にむける土台を見いだすであろう。」としています。子どもたちを主人公として、子どもたちの力を信じるのが大人の役割ではないでしょうか。

SDGsの達成のためにも、私たちに身近な志免町子どもの権利条例を大切にして、来年度も引き続き、子どもの権利救済委員として子どもたちの声を聴いていきたいと思えます。

以上

# IV 資料

スキッズ便り・・・25号・26号（小学生用～中学生用）




志免町子どもの権利相談室

## スキッズ便り

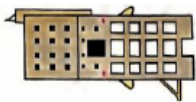
VOL. 25  
R3・7

志免町総合福祉施設  
シーメイト内  
〒811-2202  
福岡県糟屋郡  
志免町大字志免 451-1




携帯からも  
アクセスできるよ


  




**だてのすけ**




えんにゆう 救済委員  
(大学の先生)




いたたい 相談員




しらべ 救済委員  
(臨床心理士)



くらたに 相談員



やなぎ 救済委員  
(弁護士)



みかたマン

**救済委員は、子ども一人ひとりが大切にされるしくみや方法のことにとてもわしい先生です。**

**相談員は、みなさんとお話をしたり、あそんだりすることがだいすきなやさしい相談相手です。**

**みんなのなやみやことやこまりことからたすけてくれるつよいみかたです。**


  

**スキッズはどんなところ？**

スキッズは、志免町の子どもが安心して、だれでも相談できるところです。こまったり、くるしかったり、かなしかったりしたとき、また、友だちのことや家族のこと、学校のことなどで心配になったとき、なんでもいいですよ。

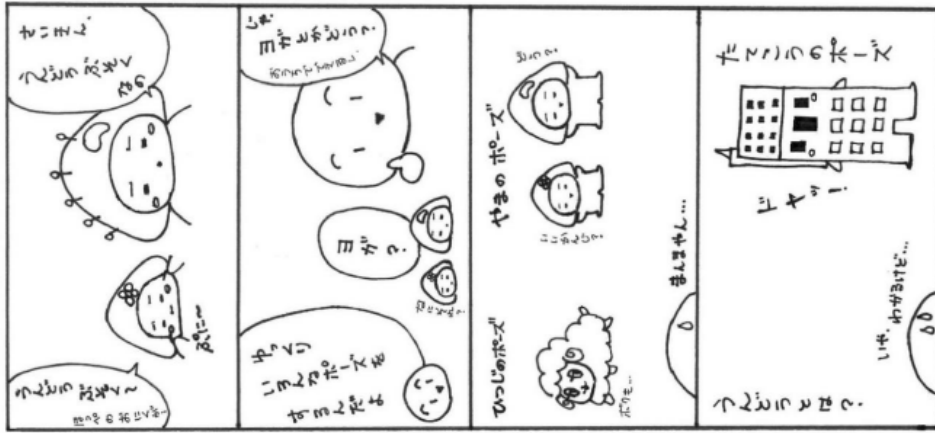
**みんながあそびにきてくれることや、でんわをまっています！**

お話をききながら、いっしょに考えます。すこしでも力になりたいなと思っています。



しめー





しんがたコロナウイルスにかんせんしてしまふと、体からだのきつさのこらなかな、人ひとにうつしたりしてめいわくをかけるかな...などと考かんがえて、ふあんなきもちになつてゐるかもしれません。



しんがたコロナウイルスには、気きをつけていてもだれでもかんせんするかのうせいがあります！



かんせんした人ひとや、のうこうせせっしょく者ものだつたお友ともだちには思おもいやいをもつてあたたかくせせっしましよ。

★スキッズ (相談室) 開室日時★

かよう ちくよう (火曜・木曜) ・ ・ 13:00~19:00  
 じよう (土曜) ・ ・ 10:00~17:00  
 (祝日はおやすみです)

そうだんせんようでんわばんごう 相談専用電話番号 0120-928-379 (相談無料)

●子どもに関することなら、保護者の方も相談できます。

ちか ちか 近くちかに相談する相手あいてがいないときは、スキッズに電話でんわや遊びあそびに来てね。あなたのお話はなしを一生懸命いっしょうけんめいにきいてあなたといっしょに考かんがえる相談員そうだんいんがまっています。



志免町子どもの権利相談室

# スキップ便り

VOL. 25

R3・7

志免町総合福祉施設  
シームライト内  
〒811-2202

福岡県糟屋郡  
志免町大字志免 451-1



携帯からも  
アクセスできるよ

## きょうさいいいん しょうかい 救済委員と相談員の紹介



みかたマン



えんにゅうきょうさいいいん  
KENJI INOUE  
園入救済委員  
(大学の先生)



いたいそりだんらん  
板井相談員



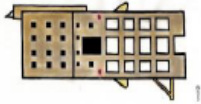
しろきゆき  
りんしょうしんりし  
調救済委員  
(臨床心理士)



くらはらそりだんらん  
倉谷相談員



やなぎさわゆい  
べんごし  
柳救済委員  
(弁護士)



たてのすけ

きょうさいいいん けんり まち  
救済委員は、子どもの権利のことや権利を守ることとでもくわしい専門家です

しょうだんいん ほんし  
相談員は、みなさんとお話をしたり、遊んだりすることが大好きな優しい相談相手です

みななの悩みや困りごとのことを一生懸命考え、解決に向けて頑張る子どもの強い味方です



しめー

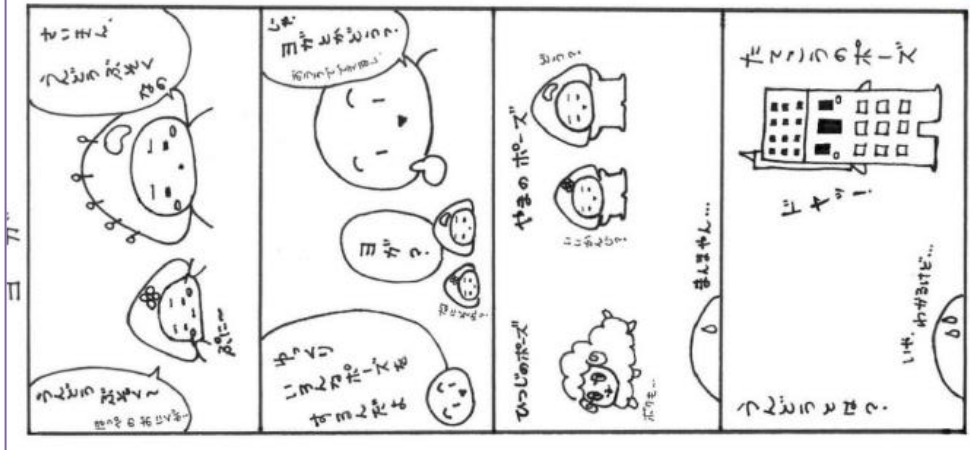
## スキップではどんなことをやっているの？

しょうだんいん しょうだんいん ほんし  
スキップでは相談員が、みなさんとしっかりとお話をしながら、悩みごとや困っていることを教えてもらい、どうしたら楽しい毎日を過ごすことができるか、みなさんといっしょに考えていきます。

しょうだんいん しょうだんいん しょうだんいん  
また、相談員が受けた相談のなかで、強く助けを必要とするときには、子どもの権利や権利を守ることにについてくわしい3人の救済委員が、実際に何が起きたのか、どんな状況になっているかなどの調査を行い、必要に応じて、相談者などの権利を守るため、関係する人たちに助言などを行う救済活動を実施します。

しょうだんいん ひみつ  
相談の秘密はかならず守ります。

しょうだんいん しょうだんいん しょうだんいん  
困ったり、苦しくなったり、悲しくなったりしたとき、また、友だちのことや家族のこと、学校のことなどで心配になったとき、どんなに小さなことでも大丈夫です。ひとりで悩まず、お話を聞かせてください。



新型コロナウイルスに感染してしまうと、体のきつきが  
残らないかな、人にうつしたりして迷惑をかけないかな、  
などと考えて、とても不安な気持ちに  
なっているかもしれません。



新型コロナウイルスには、気をつけていても、誰でも感染する可能性があります。

**かんせん かんせん かんせん かんせん かんせん**  
**かた かつ かつ かつ かつ**  
**のうこうせうしゅうしやく かつ かつ かつ かつ**  
**濃厚接触者だった方に、思いやりを持って**  
**あたたかく接しましょう。**



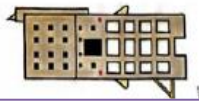
**★スキッス (相談室) 開室日時★**

かよう ちくよう  
**(火曜・木曜)・・・ 13:00～19:00**  
 とうよう  
**(土曜)・・・ 10:00～17:00**  
 (祝日はおやすみです)

相談専用電話番号 **0120-928-379 (相談無料)**  
 ●子どもに関することなら、保護者の方も相談できます。

近く相談する相手がないときは  
スキッスに電話や遊びに来てね。  
あなたのお話を一生懸命にきいて  
あなたといっしょに考える  
相談員がまっています。

※来室のときは、  
マスクをつけてきてね！





志免町子どもの権利相談室

# スキッズ便り

VOL. 26  
R4・1

志免町総合福祉施設  
シーメイト内  
〒811-2202  
福岡県糟屋郡  
志免町大字志免 451-1



携帯からも  
アクセスできるよ

## スキッズはみんなをまわっているよ！



しめー

### 出張スキッズに、お手紙ありがとう！

みんなのきもち、ちゃんとスキッズにとどいていますよ！  
そうだん員やきゆうさい委員が、あなたのきもちを  
うけとめ、おへんじを書いています。こまったとき、  
かいけつできていないときには、そうだん室にきたり、  
💡でんわをかけたりしてくださいね。まっています！  
※スキッズがきたときは、1年生から6年生まで  
どの学年のだけれども、そうだんできますよ。

「てがみをポストにいれています！」



「しおりのアプレゼント」



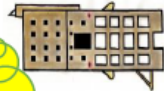
みかたマン

### しめ東小学校のお友だちは、

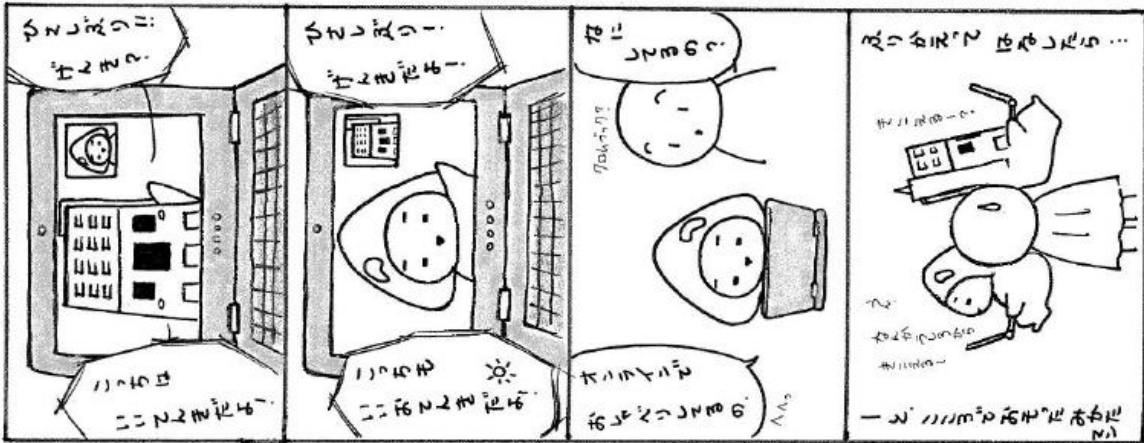
シーメイトが校区内にあるので、学校が  
おわったあとなどに、そうだんに  
きたり、あそびにきたりできますよ！  
まっています。  
きがるなきもちでてくださいね！

スキッズは  
みんなのきもちを  
たいせつにしながら  
はなしをきく  
そうだんしつです。

たてのすけ



オンライン…?



このなやみ、どう  
かんがえよう?



Q.べんきょうができない…。

A.できないことに気づいているなら、  
前に進むしかない!

「できない」と知っているからこそ  
努力ができる。これはすごいこと  
なんだよ。

「お知らせ」

♡ 来室のときは、マスクをつけて  
きてね!

♡ 10月～4月の小学生の利用  
時間は午後4時30分までです。  
(外がくらくらなるからね!)



きてね!

ほたやまん・ほたこ

★ スキッズ (相談室) 開室日時★

かよう ちくよう (火曜・木曜)・・・ 13:00～19:00  
 とうよう (土曜)・・・ 10:00～17:00  
 (祝日はおやすみです)

● そうだんでんわは・・・0120-928-379 (お金はかかりません。)

● 子どもに関することなら、保護者の方も相談できます。



志免町子どもの権利相談室

# スキッズ便り

VOL. 26  
R4・1

志免町総合福祉施設  
シーメイト内  
〒811-2202  
福岡県糟屋郡  
志免町大字志免 451-1



携帯からも  
アクセスできるよ

## 中学生アンケートの質問について



しめー



みかてマン

**Q：スキッズが、どんな感じかわからない？！**

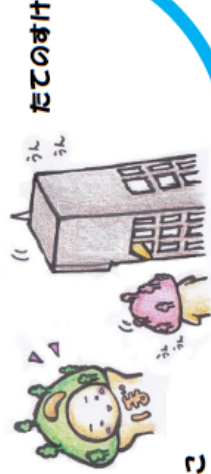
**A：**スキッズは、シーメイト1階の奥の方にあります。スキッズには、相談員が3人いて、お話を聞くのは2人の相談員です。また、その他にも3人の救済委員がいます。救済委員は、専門的な立場から、みんなの悩みを解決するために、一緒に考えたり、相談によっては色々な所に働きかけたりしてくれるよ。

**Q：相談する内容はどんな事でも相談していいですか？**

**A：**どんな事でも相談していいですよ。また、悩みがなくてもおしゃべりをしに来たり、製作をしに来たりしてもOKです。気軽な気持ちで来室してくださいね！

スキッズは子どもの権利を守るために、みんなの気持ちを大切に、話をきく相談室です。つらい時、困った時、どんな事でも相談してくださいね。どうしたら君らしく過ごせるのか、一緒に考えていきましょう。

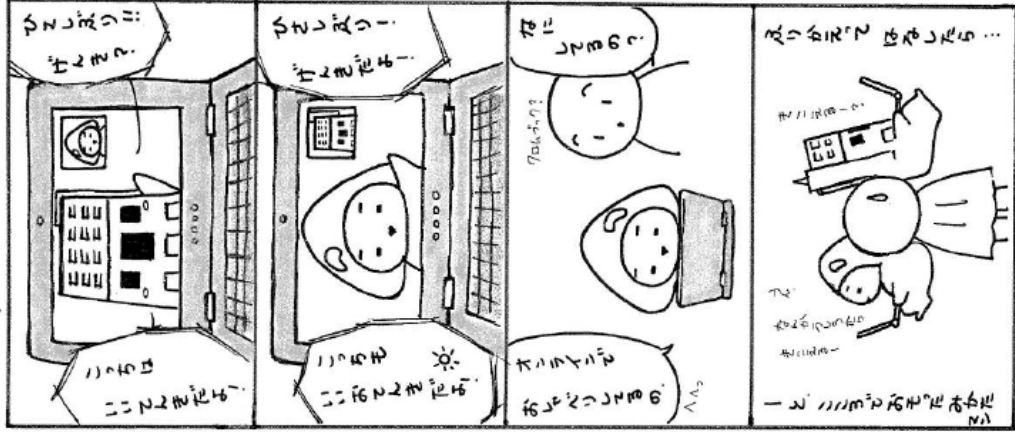
相談は必ず秘密にします！だから安心してお話ししてね！



たてのすけ

ほたやまん・ほたこ

オンライン...?



この悩み、どう考えたらいいかな?

● 自分の夢を反対された...

● ゆめは、誰かに反対されてあきらめるものではないよ。今できなくても、今反対されたとしても、きっと自分の力でかなえられるときがくるよ。

シームイトの相談室に  
くる時は...

♡ 来室のときは、マスクをつけてきてね!

♡ 10月~4月の開室時間は  
午後5時までです。

翌は早く暗くなるからね!

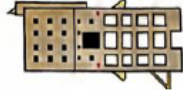


★ スキッズ (シームイト内1階 相談室)

(火曜・木曜)・・・ 13:00~19:00  
(土曜)・・・ 10:00~17:00  
(祝日はおやすみです)

☎ 電話0120-928-379 (フリーダイヤル・相談は無料)

☎ 子どもに関することなら、保護者の方も相談できます。



志免町子どもの権利相談室 SK<sup>2</sup>S (スキッズ)

火曜日 木曜日 昼 1 時から夜 7 時  
土曜日 朝 10 時から夕方 5 時  
0120-928-379 (相談専用)

〒811-2202 福岡県糟屋郡志免町志免 451-1  
志免町総合福祉施設シーメイト内  
TEL : 092 - 935 - 1750